

第3期網走市地域福祉計画

第2期網走市再犯防止推進計画

《令和7年度～令和11年度》

令和7年3月

網走市

－ は じ め に －

近年、全国的に少子高齢化や人口減少の急速な進行、個人の意識の多様化等もあり、「人と人とのつながり」が希薄化しています。加えて、行動制限等の新型コロナウイルス感染症への対応が長期化した影響も相まって、地域の福祉的な課題が複合化・複雑化しています。



本市は、令和4年度に「ウィズコロナ・ポストコロナ」における地域福祉の推進にむけて「第2期網走市地域福祉計画」の中間見直しを行いました。が、未だ完全に払しょくされているとは言えないコロナ禍による地域活動への影響や想定を超える人口減少、高齢者単身世帯の増加などの課題を念頭に、今後の地域福祉の推進を考えなければなりません。

さらに、全国かつ社会的な課題である「孤独・孤立」、「ケアラー」、「ひきこもり」等顕在化・表面化しづらい傾向にある要支援者（世帯）への対応も構築する必要があります。

こうした状況を背景として、本市の地域福祉の課題を明らかにし、行政・地域住民・関係機関がそれぞれの役割で協働し、誰もが安心して地域で暮らすことができる「顔が見える福祉」のまちづくりを進めていくため、このたび「第3期網走市地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、本市の高齢者、障がい者、児童、健康づくりその他福祉の各個別計画の上位計画と位置づけており、各計画の整合性を図りつつ相互に連携しながら、地域福祉を推進していく内容としております。また、「再犯防止推進計画」につきましても前計画と同様、本計画に包含する形としております。

最後に、計画の策定に当たり、熱心にご議論いただきました「網走市地域福祉計画策定委員会」の皆様をはじめ、計画策定のための「アンケート調査」にご協力いただきました市民の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和7年（2025年）3月

網走市長 水谷 洋 一

目 次

第1章 地域福祉計画について	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画策定の基本的視点.....	5
第5節 圏域の設定	6
第2章 地域福祉を取り巻く現状	7
第1節 人口・世帯	7
第2節 子どもに関する状況.....	8
第3節 高齢者に関する状況.....	9
第4節 障がい者に関する状況.....	10
第5節 生活困窮者に関する状況.....	10
第6節 地域福祉に関する社会資源	11
第3章 基礎調査にみる現状	12
第1節 市民アンケート調査結果概要	12
第2節 団体アンケート調査結果概要.....	22
第3節 評価指標の達成状況.....	23
第4章 計画の基本的方向性	24
第1節 目指すまちの姿.....	24
第2節 基本目標.....	24
第5章 施策の展開	27
基本目標1 みんなでつながり支え合う地域の基盤(人)づくり	27
基本目標2 誰一人取り残さない地域のまなざし・つながりづくり.....	30
基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり	33
基本目標4 地域福祉を推進していくための仕組みづくり	39
基本目標5 立ち直りを見守り支える地域社会づくり.....	42
第6章 計画の推進について	47
第1節 計画の推進体制.....	47
第2節 計画の進捗管理	47
資料編	48
第1節 網走市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	48
第2節 地域福祉に関するアンケート調査結果報告書.....	50
第3節 用語解説.....	75

第1章 地域福祉計画について

第1節 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景(全国的な課題)

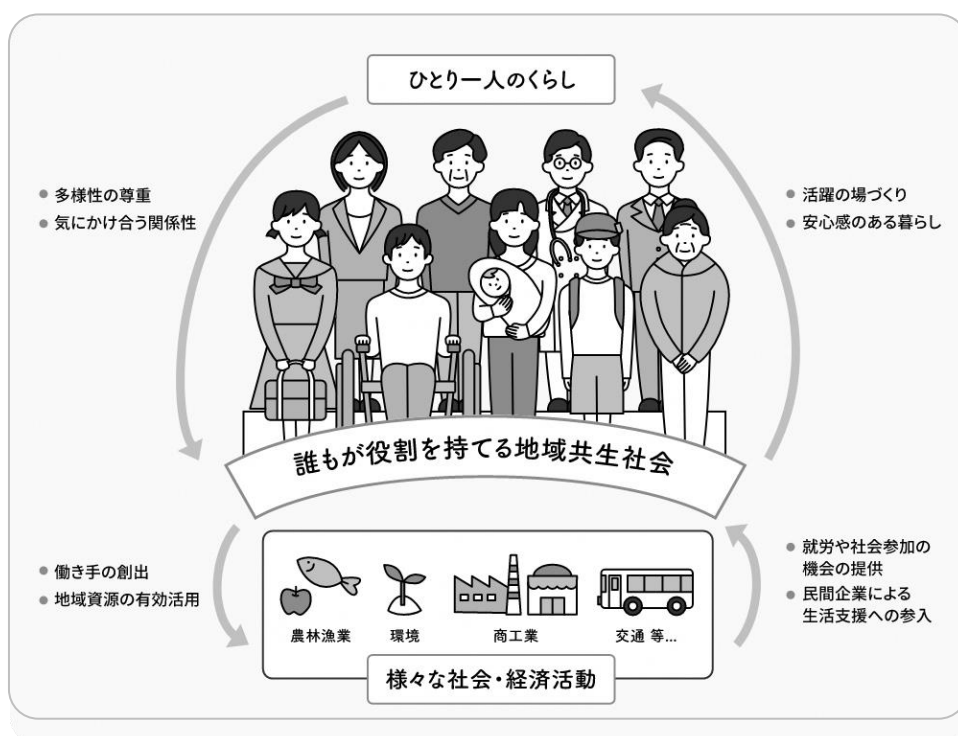
地域福祉とは、生活していく上で困難な状況に置かれている地域住民の生活上の課題の解決に向けて支援を展開することと合わせ、そこで暮らす住民自身が私的な利害を超え、「私の課題」を「地域の課題」として捉え、お互いに支えあうことができる「コミュニティ」をつくることです。

近年、全国的に、少子高齢化、人口減少、核家族化等の世帯構成の変化や個人の意識の多様化等により「人と人とのつながり」が希薄化し、さらに様々な分野での行動制限等の新型コロナウイルス感染症への対応が長期化したことも相まって、孤独・孤立、ひきこもり、生活困窮者、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題など、地域の福祉的な課題も複合化・複雑化しています。

こうした福祉的な課題は、福祉施策やサービスのみで解決することは難しく、地域住民や関係団体が共通の認識のもとで、様々な支え合いや助け合いの活動に取り組んでいくことが必要となっています。

こうした状況の中で、国においては、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

地域共生社会のイメージ



資料: 厚生労働省

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、平成29年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、社会福祉法が改正され、地域住民と行政などとの協働による包括的支援体制作り(第106条の3)と、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定が努力義務化されました。(第107条)

「社会福祉法」の一部改正(地域福祉計画関係の主な規定)の要旨

(平成30年4月施行)

- 地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加(第4条関係)
- 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制(包括的な支援体制)を整備するよう努めるものとする。(第106条の3関係)

また、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されています。(第106条の4)

重層的支援体制整備事業のイメージ



資料:厚生労働省

(2)第3期網走市地域福祉計画策定について

本市においては、令和2年度に策定した「第2期網走市地域福祉計画」(令和2年度から令和6年度)に基づき、市民一人ひとりがお互いを支え合う地域社会を築くための取組を行ってきました。さらに、長期化した新型コロナウイルス感染症への対応による様々な福祉活動の休止・自粛などを背景とした新たな課題の明確化とそれに対する取組の方向性を示すため、令和4年度において第2期網走市地域福祉計画の中間見直しを行いました。

しかし、本市では地域福祉の担い手の不足等もあり、コロナ禍による地域活動への影響は払しょくされておりません。加えて、想定を超える人口減少や少子高齢化の進行や高齢者単身世帯の増加もあり、今後は、お互いに支え合うことができる「コミュニティ」づくりとしての地域福祉を推進する必要があります。

さらに全国的かつ社会的な課題である「孤独・孤立」、「ケアラー」や「ひきこもり」等、顕在化・表面化しづらい傾向にある要支援者(世帯)への対応等の課題もあり、本市においてはその実態の把握と必要な対策を構築する必要があります。

このような状況に対して、個別の福祉分野がそれぞれに対応することばかりでなく、行政・地域住民・関係機関が協働で支援を行う体制を構築し、安心して地域で暮らすことのできるまちづくりを進めるため「第3期網走市地域福祉計画」を策定することとします。

加えて、令和4年度の「第2期網走市地域福祉計画中間見直し」においては、誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止に加え、犯罪をした者等が抱える課題を社会全体で解消することで、その立ち直りを支援し、犯罪や非行の繰り返しをなくしていく再犯防止の取組を推進していくことが重要であるとの認識のもと、「第1期網走市再犯防止推進計画」を策定し、「第2期網走市地域福祉計画」に包含しました。

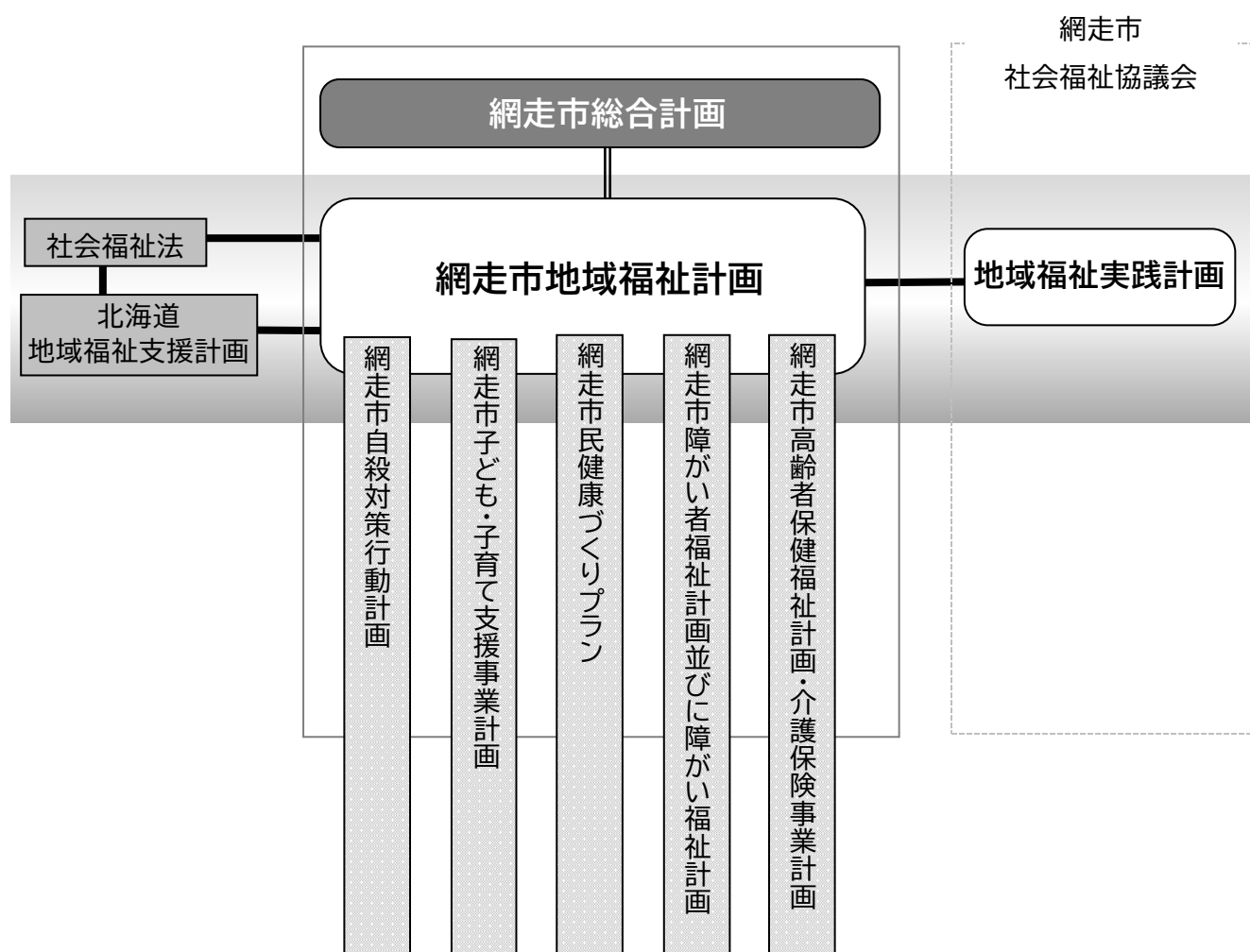
令和4年度以降、犯罪認知件数が増加に転じ、コロナ禍前の水準に戻りつつあり、その約半数が再犯者という状況が続いています。こうした中で再犯防止の取組に対する認識を継承し、「第2期網走市再犯防止推進計画」を策定することとします。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、第6期網走市総合計画（2018年度～2027年度）を上位計画とし、総合計画の地域福祉の推進にかかる基本方針である「子ども、高齢者、障がいのある人などを社会全体で見守りながら、市民一人ひとりが健康で文化的な生活ができるまちを目指す」ことを具現化するための計画として位置づけします。また、網走市障がい者福祉計画並びに障がい福祉計画（障がい児福祉計画）、網走市子ども・子育て支援事業計画、網走市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、網走市民健康づくりプラン、網走市自殺対策行動計画の上位計画と位置づけ、各個別計画との整合性を図りつつ、個別計画と共通の理念で相互をつなぐ役割を果たすとともに、総合的な視点で地域福祉推進を図るための計画と位置づけます。

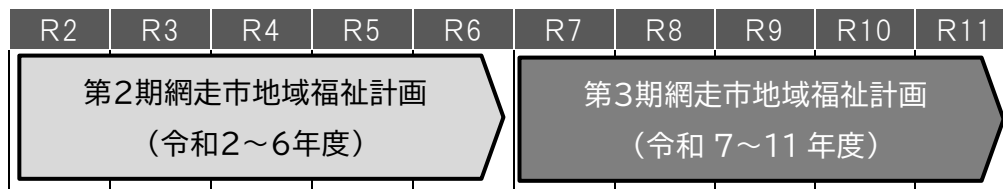
さらに、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき、「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

加えて、網走市社会福祉協議会が策定している「網走市地域福祉実践計画」との整合性を図り、相互に連携していきます。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、3年目の令和9年度に中間見直しをします。



第4節 計画策定の基本的視点

社会福祉法や国のガイドラインに基づきながら、また本市の地域性も充分考慮しながら、計画策定の基本視点を次のとおりとします。

(1)市民参画

市民を支援の対象として捉えるだけでなく、地域福祉の担い手として位置づけながら、自主的活動と公的サービスの役割分担を明確にし、行政・地域住民・関係機関が協働で支援を行う体制の構築を進めます。

(2)利用者主体

地域福祉の理念でもある「利用者本位の福祉サービス」を推進するためにも計画策定にあたっては、サービス選択権や自己決定権を保障する利用者主体の仕組みづくりを推進します。

(3)福祉ビジョン

障がい者福祉計画などの個別計画を総合化する理念を構築するとともに、網走市の福祉ビジョンを明らかにして、「顔が見える福祉」のまちづくりを推進します。

第5節 圏域の設定

本市は市街地を中心として放射状に農村部が点在していることから、地域福祉を推進していく上での圏域は、中学校区を基本として北圏域、中央・西圏域、東・呼人圏域、南圏域の4区分とします。この圏域は、「網走市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」で設定している日常生活圏域と同様です。

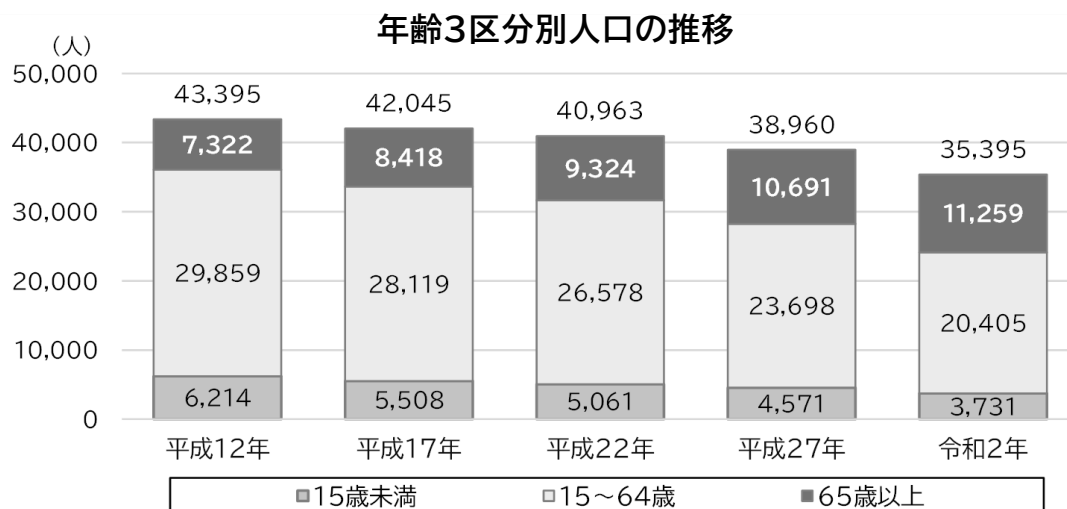
圏 域	地 域 名
北圏域	北東・海岸町・北西・緑町・字二ツ岩・字明治・向陽ヶ丘
中央・西圏域	南東・港町・南西・錦町・台町・桂町・新町・大曲・字三眺・字天都山・字能取・字平和・字卯原内・字越歳・字嘉多山・字二見ヶ岡
東・呼人圏域	駒場南1～5丁目・駒場北1～5丁目・潮見・字呼人・字八坂・字東網走・字中園
南圏域	駒場南6～8丁目・駒場北6丁目・つくしヶ丘・鱒浦・字豊郷・字藻琴・字昭和・字山里・字稲富・字北浜・字丸万・字実豊・字音根内・字浦士別・字栄・字清浦

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第1節 人口・世帯

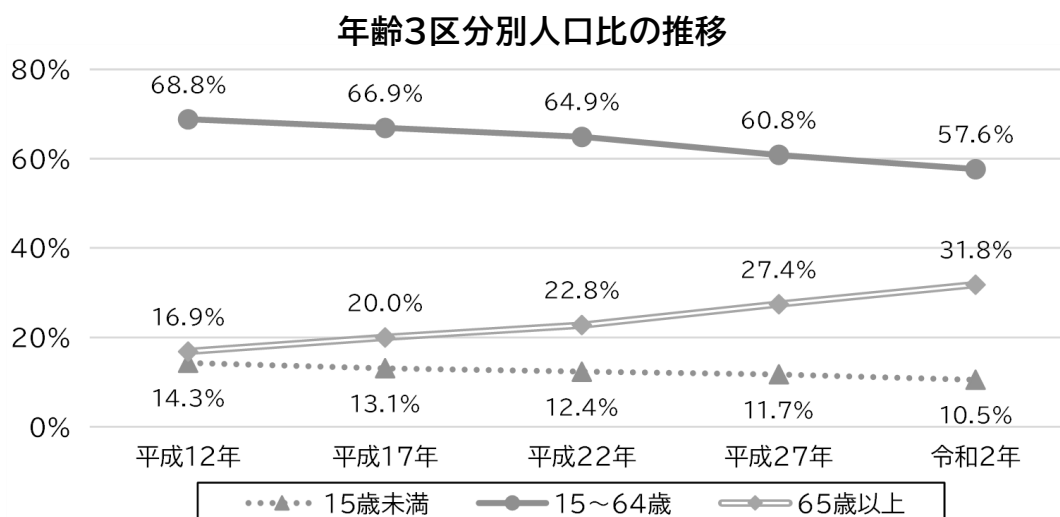
(1)人口

総人口は減少傾向にあり、令和2年時点で35,395人となっています（年齢不詳を含むと35,759人）。高齢者（65歳以上）が増加傾向にあり、令和2年時点で11,259人となっています。



資料：国勢調査（年齢不詳を含まない）

年齢3区分別の割合をみると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）に減少傾向がみられる一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、少子高齢化が進行しています。



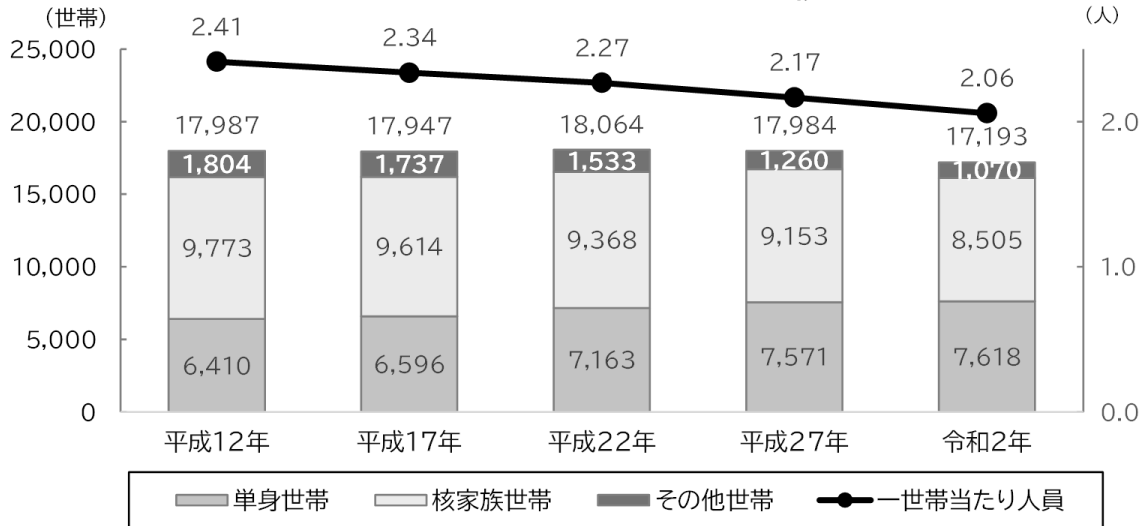
資料：国勢調査（年齢不詳を含まない）

※構成比は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%になりません。（以下、同じ。）

(2)世帯

単身世帯は増加傾向にあります。核家族世帯、その他世帯は減少傾向にあります。社会構造の変化に伴い、一世帯当たりの平均人員は減少しています。

一般世帯、一世帯当たり人員の推移

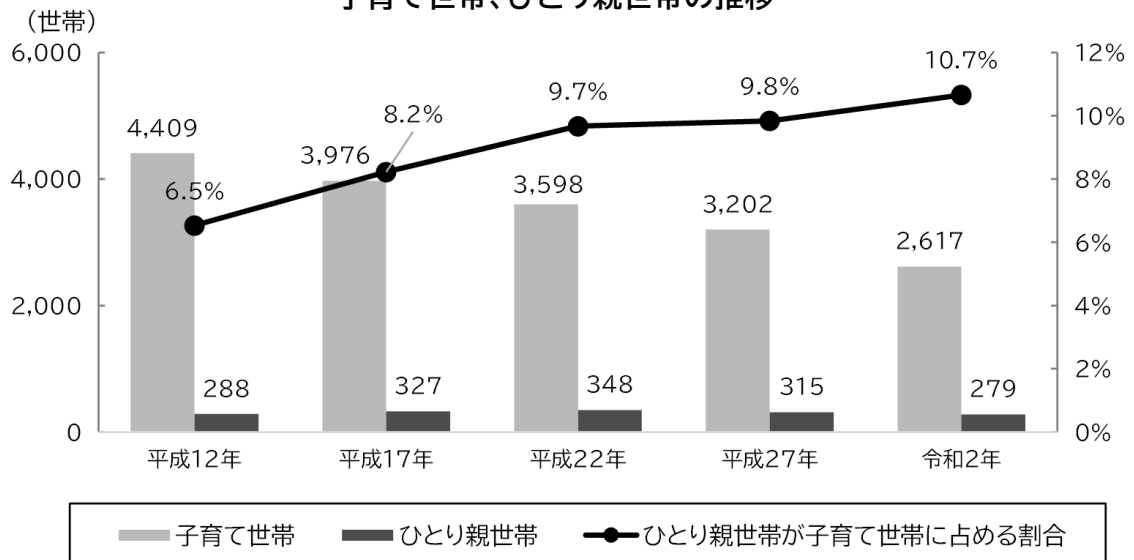


資料：国勢調査

第2節 子どもに関する状況

子育て世帯(18歳未満のいる世帯)は減少傾向にあります。ひとり親世帯は平成22年をピークとして減少傾向になっていますが、子育て世帯に占める割合は増加傾向にあり、令和2年には10.7%となっています。ひとり親世帯の多くは母子世帯が占めています。

子育て世帯、ひとり親世帯の推移



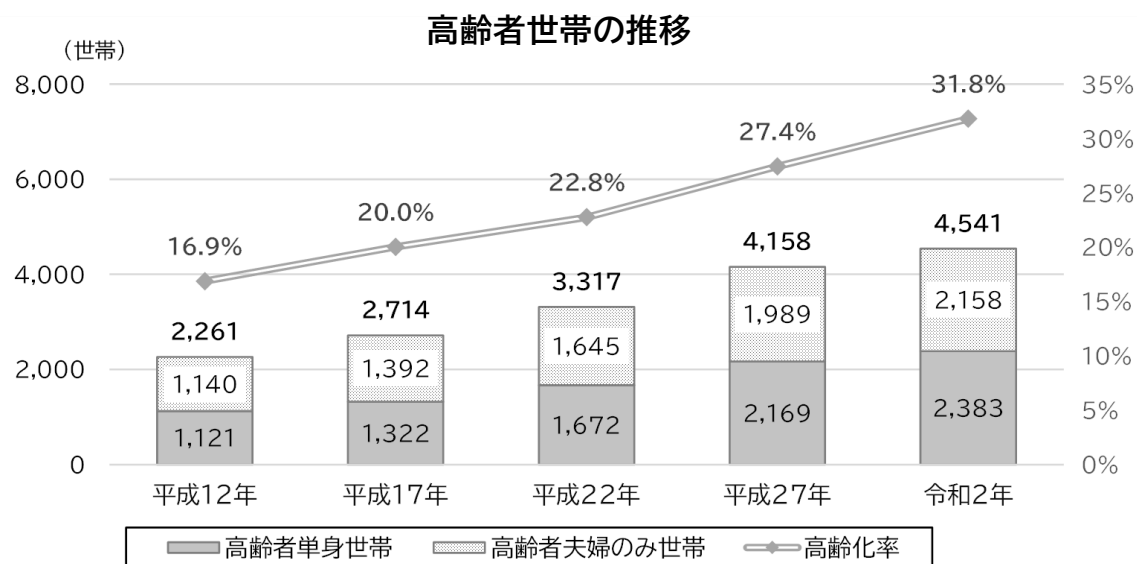
ひとり親世帯の内訳	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
ひとり親世帯	288	327	348	315	279
母子世帯	265	288	308	289	259
父子世帯	23	39	40	26	20

※ひとり親世帯に母子・父子以外の人が同居する世帯は含まない。 資料：国勢調査

第3節 高齢者に関する状況

(1) 高齢者世帯

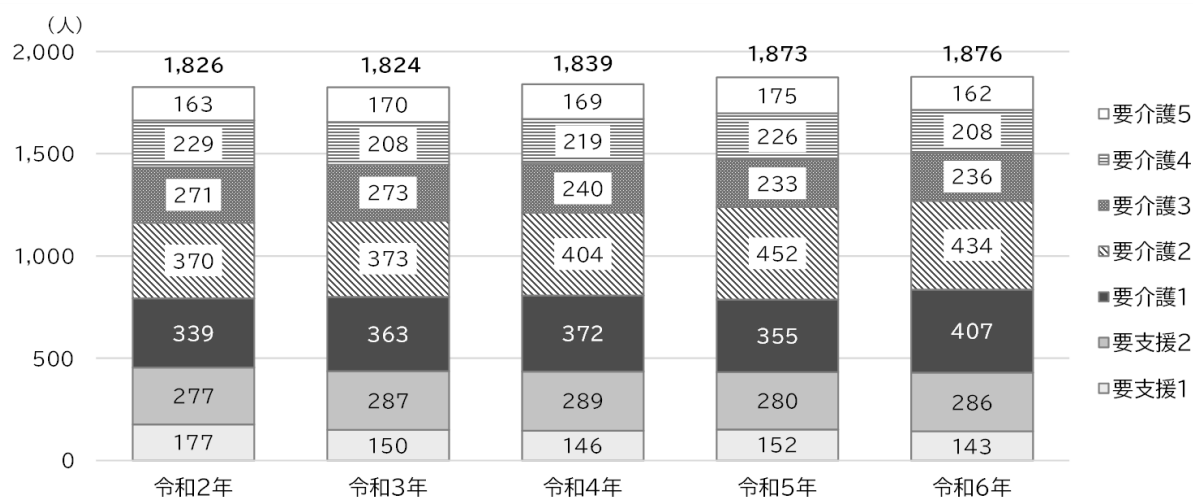
高齢化率の増加に伴い、高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯は、いずれも増加しており、令和2年には合計4,541世帯となっています。



(2) 要介護(支援)認定者

介護保険の要支援・要介護認定者は、1,800人を超える水準で推移しています。

要支援・要介護認定者の推移(第1号被保険者)

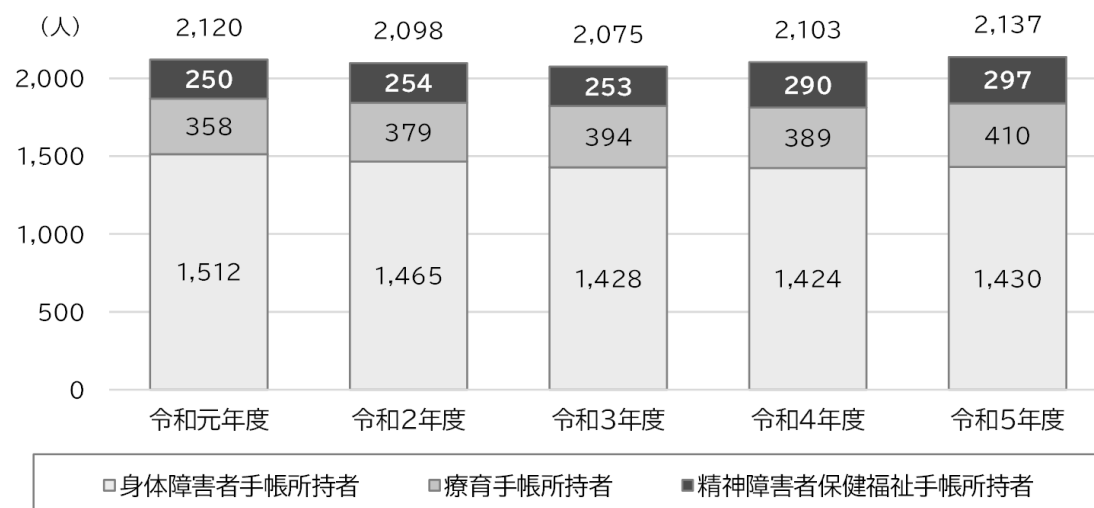


出典：地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末日）（令和7年2月10日取得）

第4節 障がい者に関する状況

障がい者手帳の所持者総数は、おおむね横ばいで推移しています。このうち、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者が、令和元年度から増加しています。

障害者手帳所持者の推移

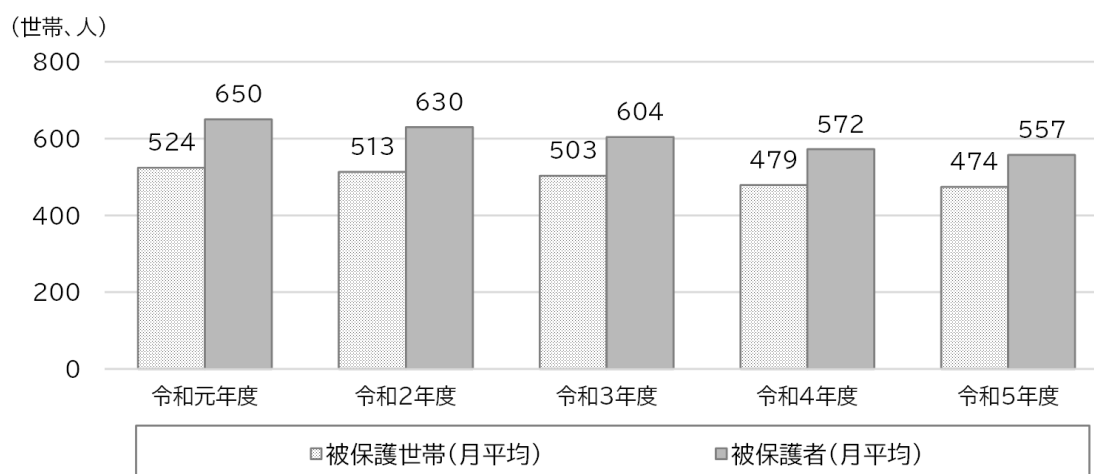


資料：網走市（各年度3月末日）

第5節 生活困窮者に関する状況

生活保護の被保護世帯（月平均）、被保護者（月平均）ともに、令和元年度以降、減少傾向で推移しています。

被保護世帯・被保護者数の推移



資料：網走市（各年度月平均）

第6節 地域福祉に関する社会資源

(1)地域活動

①町内会・自治会

自治会・町内会は減少傾向にあり、令和5年度に199団体となっています。加入世帯数・加入率も減少傾向にあり、令和5年度には10,356世帯・58.9%となっています。

町内会・自治会の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
町内会・自治会	団体	207	207	204	201	199
加入世帯	世帯	11,436	11,452	11,305	10,613	10,356
加入率	%	64.4	64.1	63.7	59.8	58.9

資料：網走市（各年度末）

②民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は106人、そのうち主任児童委員は12人です。

③ボランティア

ボランティア登録者数については、年度によって増減していますが、一定の水準で推移しています。

ボランティア登録者数の推移

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個人	人	222	232	221	204	210
団体	人	925	1,011	925	959	1,014
合計	人	1,147	1,243	1,146	1,163	1,224

資料：社会福祉協議会（各年度末）

(2)更生保護活動

本市では、網走市ふれあい活動センターを拠点に、網走地区保護司会が更生保護活動を行っています。網走市と大空町を活動区域としています。

保護司人数の推移(定数 46 人)

	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
網走市	人	36	38	35	41	41
大空町	人	14	14	14	15	14
合計	人	50	52	49	56	55

資料：網走地区保護司会（各年度末）

第3章 基礎調査にみる現状

第1節 市民アンケート調査結果概要

(1)調査の概要

本計画策定のための基礎調査として、地域における福祉等に関する市民のニーズや意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

調査時期	令和6年7月
対 象 者	市内にお住まいの 20 歳以上の方(無作為抽出)
調査手法	郵送調査
発 送 数	1,500 票
回 収 数	446 票
回 収 率	29.7%

■留意事項

- 設問には1つのみ答える単数回答(SA)と、複数回答(MA)があり、複数回答の設問では表記の割合の合計が100%を超えます。
- 設問のなかには前問に答えた人のみが回答する「限定設問」があり、その設問においては表中の回答者数が回収数全体より少なくなっています。
- 図表中の割合は、選択肢ごとに回答者数(n)を基数とした百分率で表し、小数第二位で四捨五入しているため、その割合の合計と一致しない場合があります。
- 図表中の各設問の選択肢等について、意味を損なわない範囲で表現を簡略化している場合があります。
- 図表中の複数回答における無回答について、表記を省略している場合があります。
- 平成31年3月に行った同内容の調査と比較分析を行った項目があります。この場合の平成31年の調査結果は「前回調査」と表記しています。

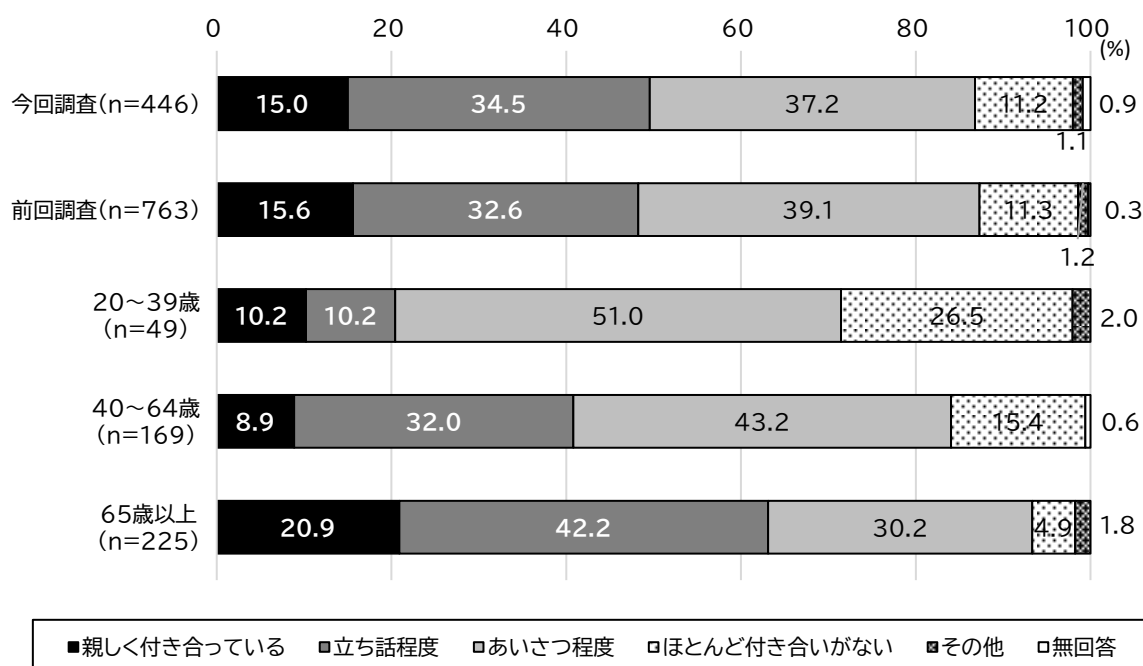
(2)結果の概要

①近所との付き合い

問 あなたは普段近所の方とどの程度のお付き合いをしていますか。(SA)

最も割合が高いのは「あいさつ程度」(37.2%)、次いで「立ち話程度」(34.5%)となっています。前回調査と、大きな傾向の違いはみられません。

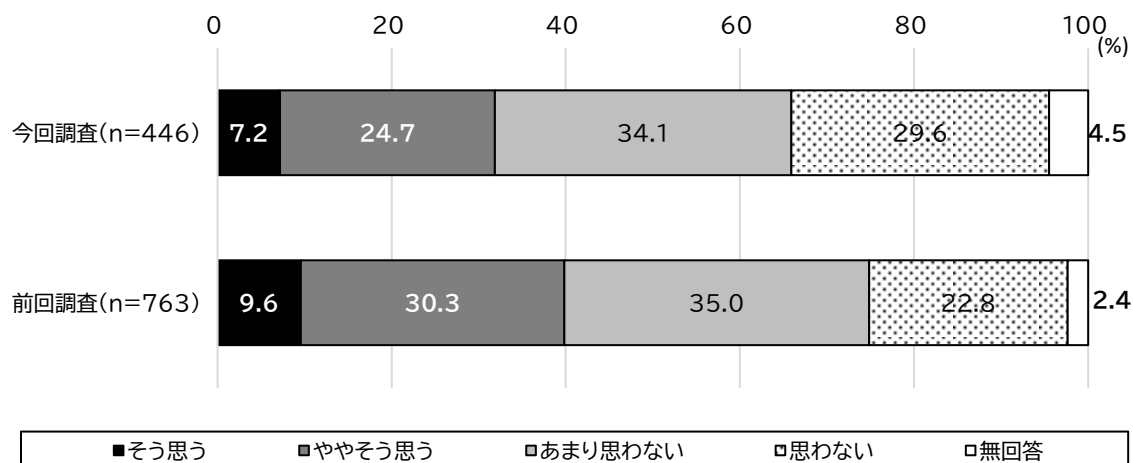
年代別にみると、年齢が低い方が近所付き合いは少なく、20～39歳の「ほとんど付き合いがない」(26.5%)が他の年代よりも割合が高くなっています。



②地域の助け合いの状況

問 あなたの地域では、助け合い(除雪、買い物の手伝い、安否確認など)ができていますか (SA)

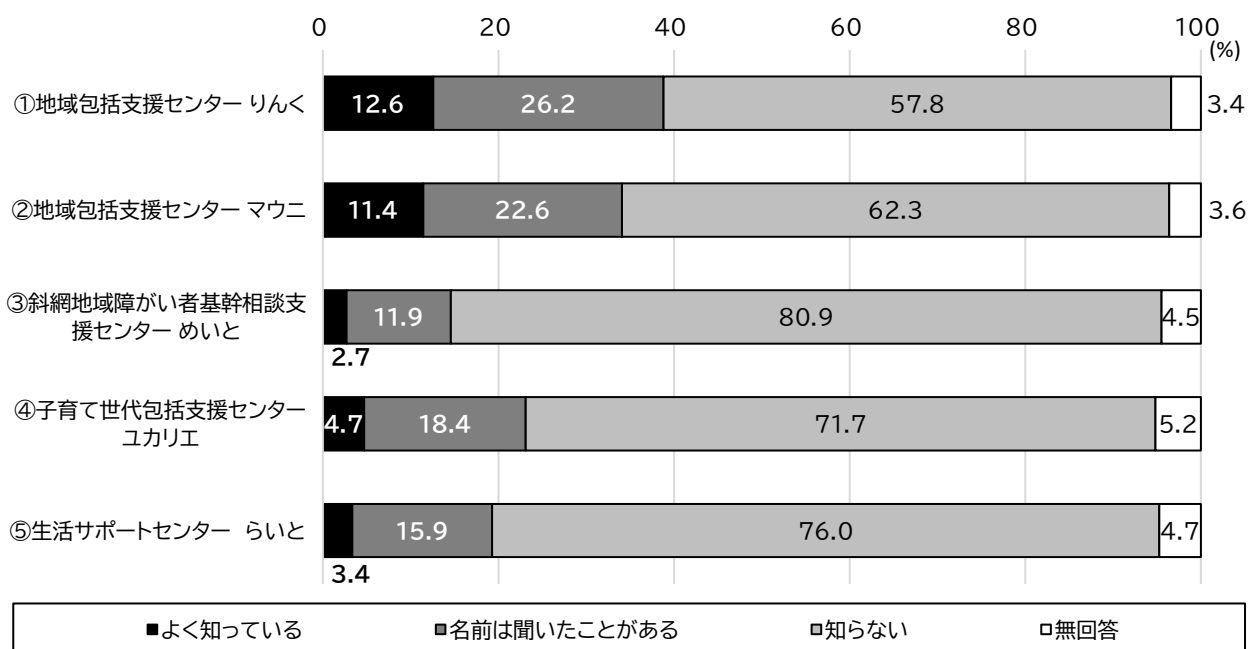
できていると思う割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 31.9%となっており、前回調査と比較すると減少しています。



③相談機関の認知度

問 あなたは網走市にある下記の相談機関を知っていますか。(SA)

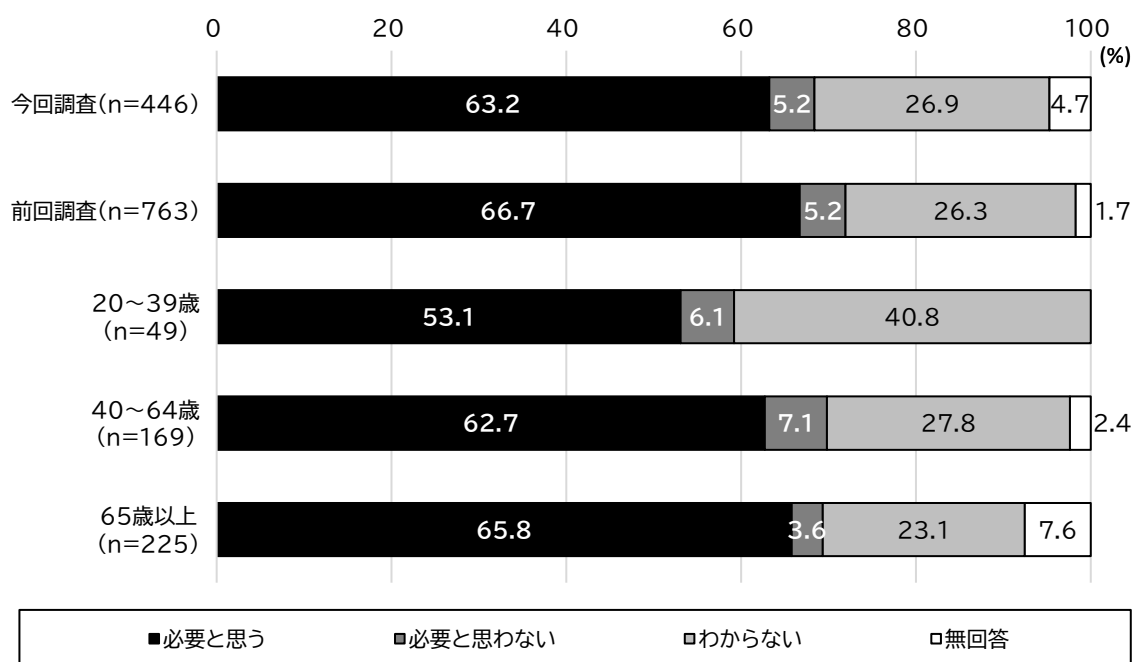
地域包括支援センターの認知度(「よく知っている」と「名前は聞いたことがある」の合計)は約3～4割となっています。基幹相談支援センターが、他の相談機関よりも認知度が低く、約1割となっています。



④助け合いへの認識

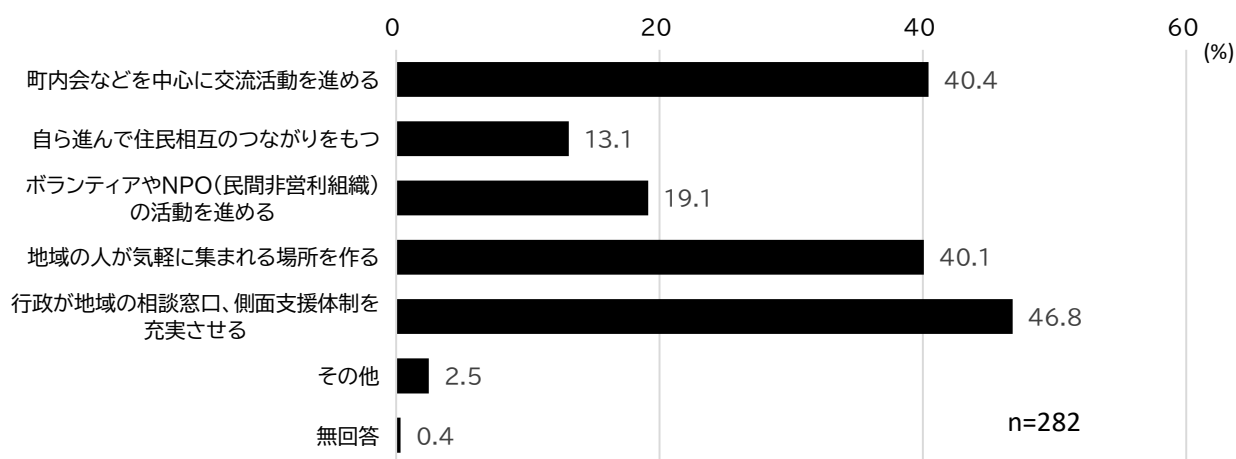
問 地域でおきるさまざまな生活上の課題に対する住民相互の自主的な協力・助け合いについてどう思いますか。(SA)

最も割合が高いのは「必要と思う」(63.2%)となっています。前回調査と、大きな傾向の違いはみられません。年代別にみると、20～39歳が他の年齢層よりも「必要と思う」(53.1%)の割合が低くなっています。



問 【「必要と思う」と答えた方】生活課題に対する住民相互の協力・助け合いのために、どんなことが必要だと思いますか。(MA)

「行政が地域の相談窓口、側面支援体制を充実させる」(46.8%)の割合が最も高く、次いで「町内会などを中心に交流活動を進める」(40.4%)、「地域の人が気軽に集まれる場所を作る」(40.1%)の割合が高くなっています。

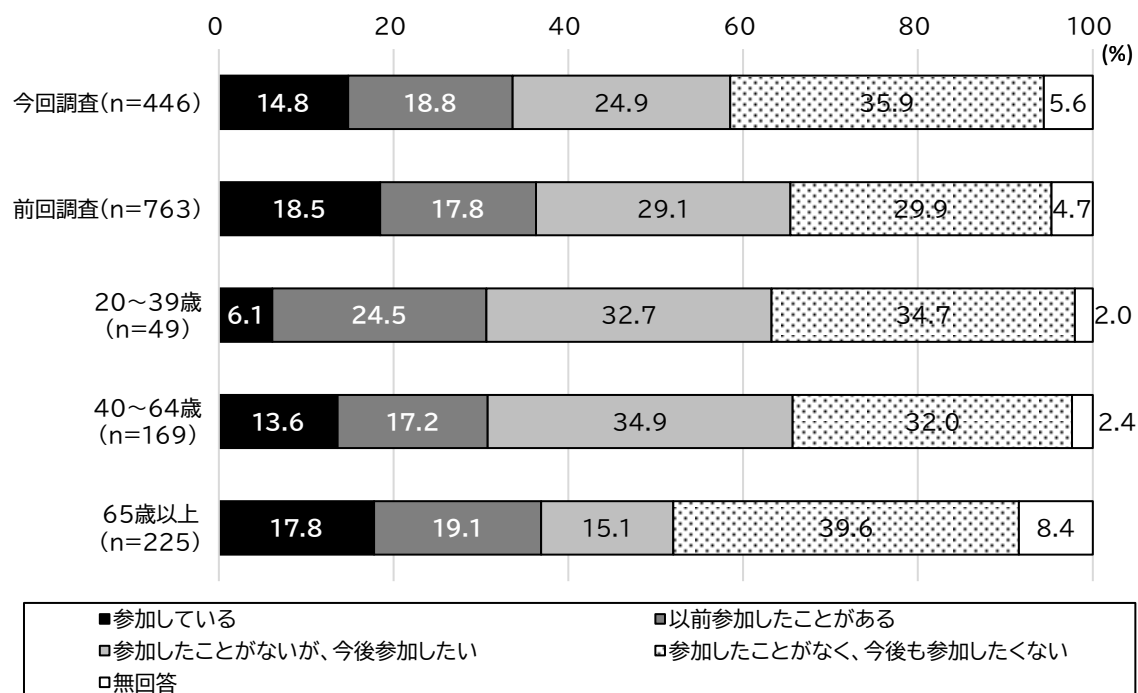


⑤ボランティア活動への参加状況

問 あなたはボランティア活動に参加していますか。(SA)

最も割合が高いのは「参加したことがなく、今後も参加したくない」(35.9%)となっています。前回調査と比較すると、「参加したことがなく、今後も参加したくない」の割合が増加しています。

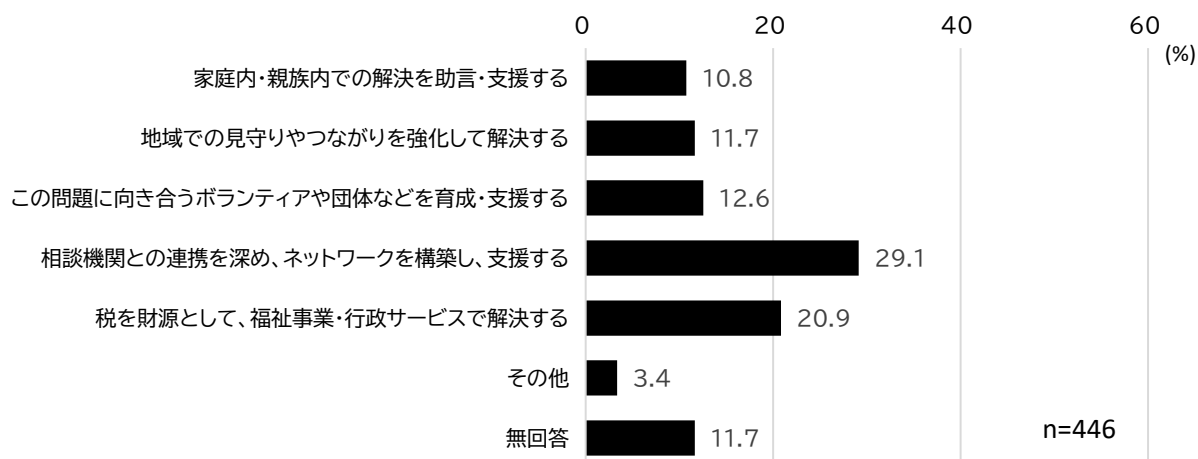
年代別にみると、20～39歳、40～64歳が「参加したことがないが、今後参加したい」の割合がいずれも約3割となっています。



⑥複合課題への取組

問 あなたは、(複雑化する)福祉課題を解決していくために、今後、どのような取組を重視すべきと思いますか。(MA)

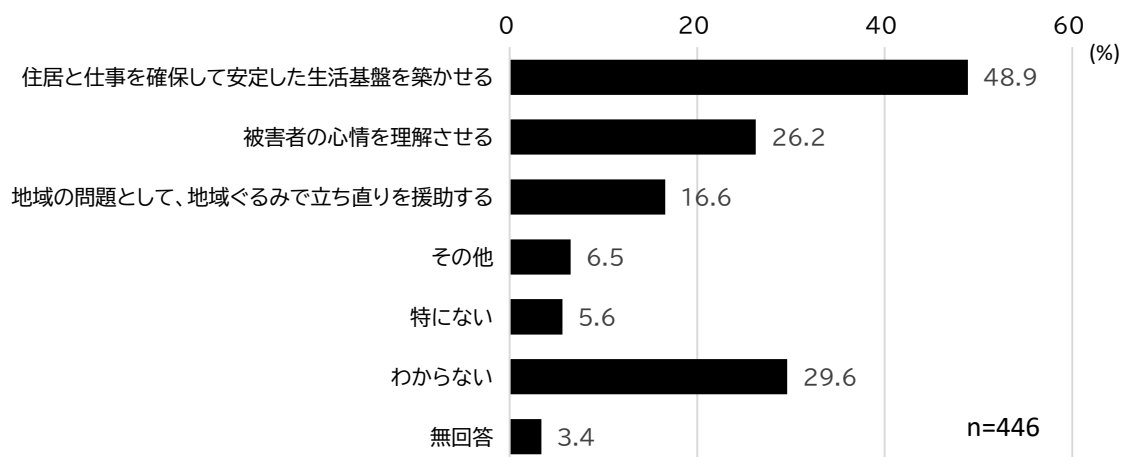
「相談機関との連携を深め、ネットワークを構築し、支援する」(29.1%)の割合が最も高く、次いで「税を財源として、福祉事業・行政サービスで解決する」(20.9%)の割合が高くなっています。



⑦再犯防止に関する意識

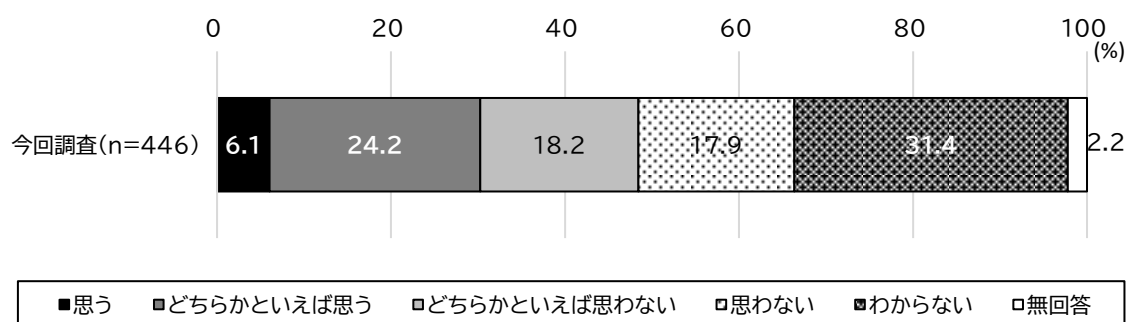
問 犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するために、どんなことが必要だと思いますか。(MA)

「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」(48.9%)の割合が最も高く、次いで「わからない」(29.6%)の割合が高くなっています。



問 あなたは犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(SA)

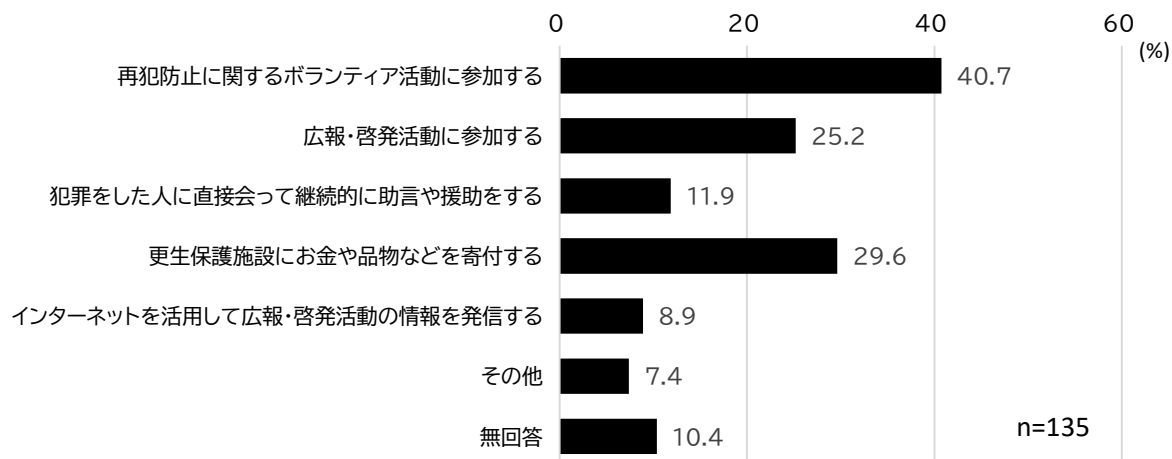
協力したいと思う割合(「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計)は30.3%となっています。



問【立ち直りに協力したいと答えた方】

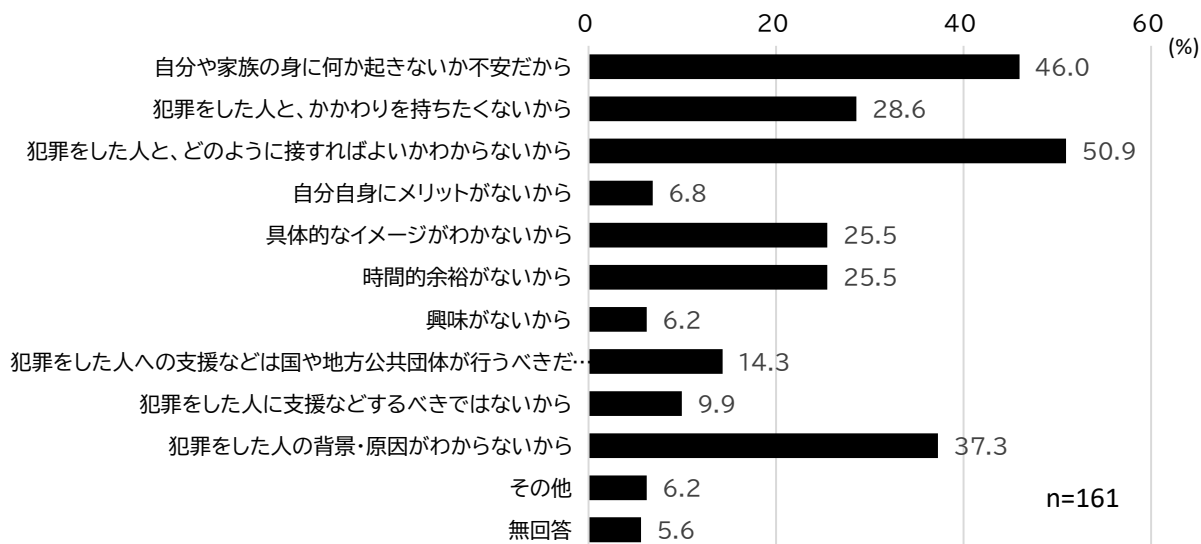
協力をする際には、どのような協力をしたいと思いますか。(MA)

「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」(40.7%)の割合が最も高く、次いで「更生保護施設にお金や品物などを寄付する」(29.6%)の割合が高くなっています。



問【立ち直りに協力したくないと答えた方】協力したいと思わない理由は何ですか。(MA)

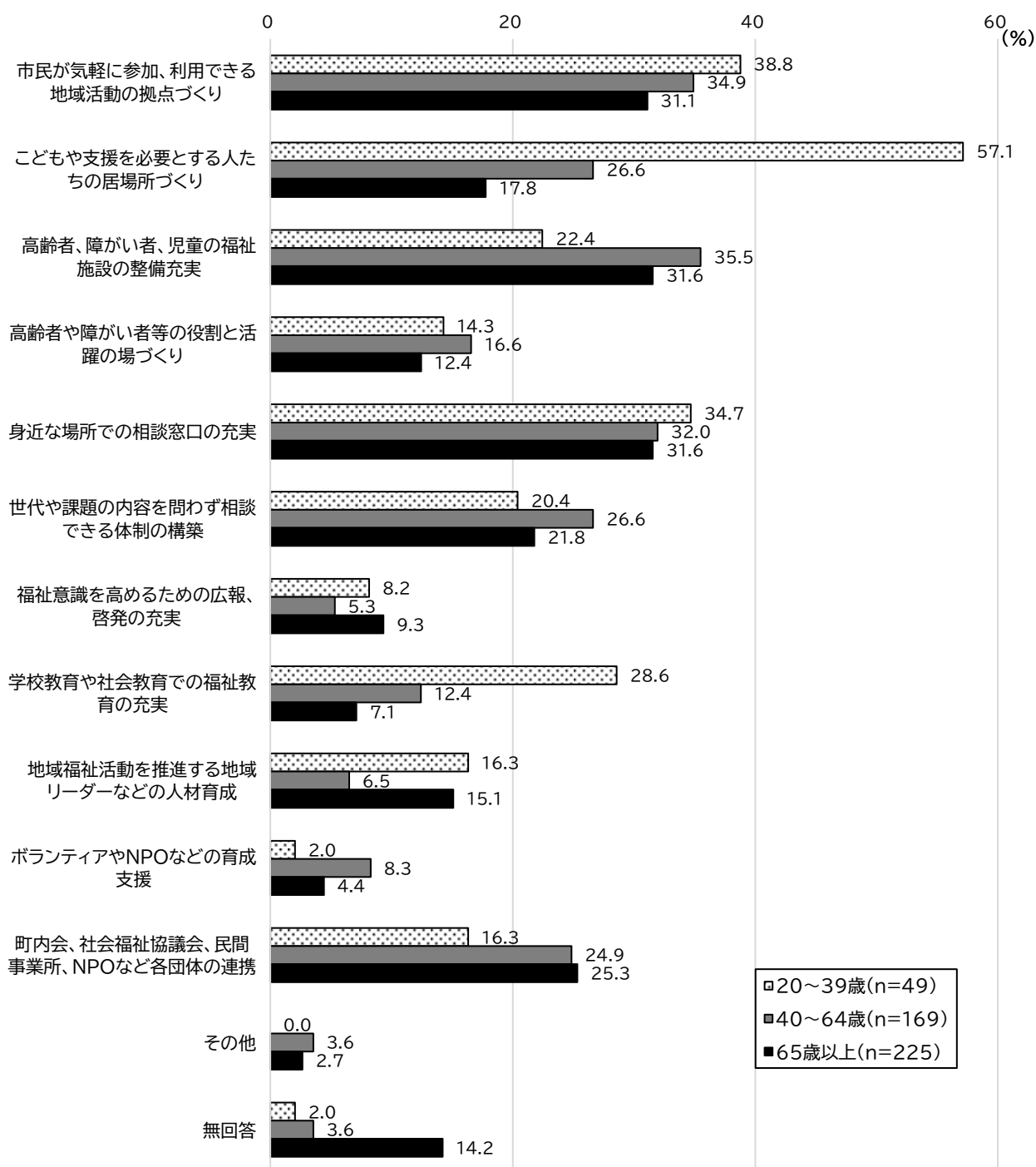
「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」(50.9%)の割合が最も高く、次いで「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」(46.0%)の割合が高くなっています。



⑧地域福祉に求められる施策

問 あなたは、地域福祉を推進するために、今後何が必要と思いますか。(MA)

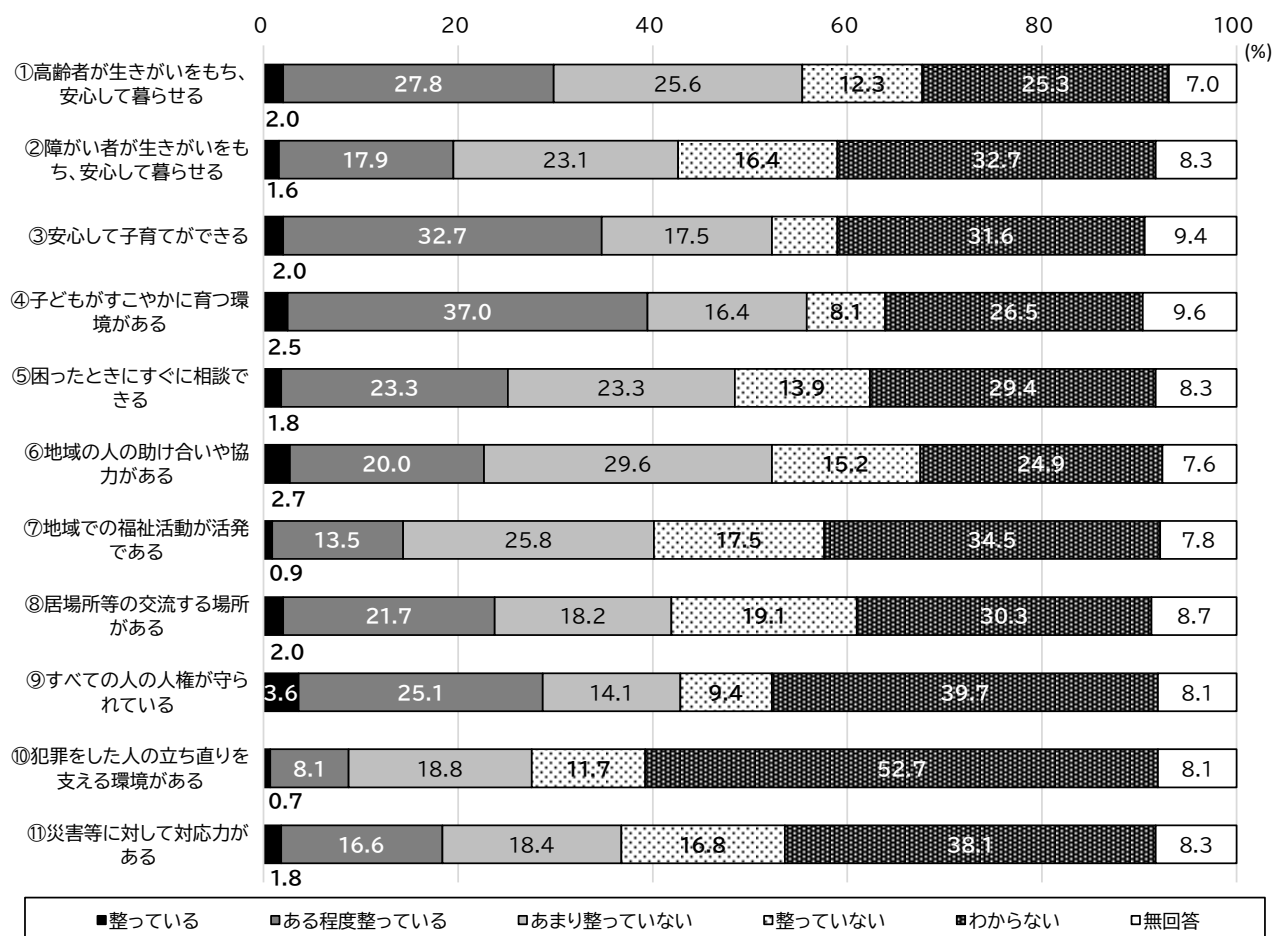
20～39歳は「子どもや支援を必要とする人たちの居場所づくり」の割合が最も高く、40～64歳は「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」の割合が最も高く、65歳以上は「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実」、「身近な場所での相談窓口の充実」の割合が最も高くなっています。



⑨安心できる暮らし

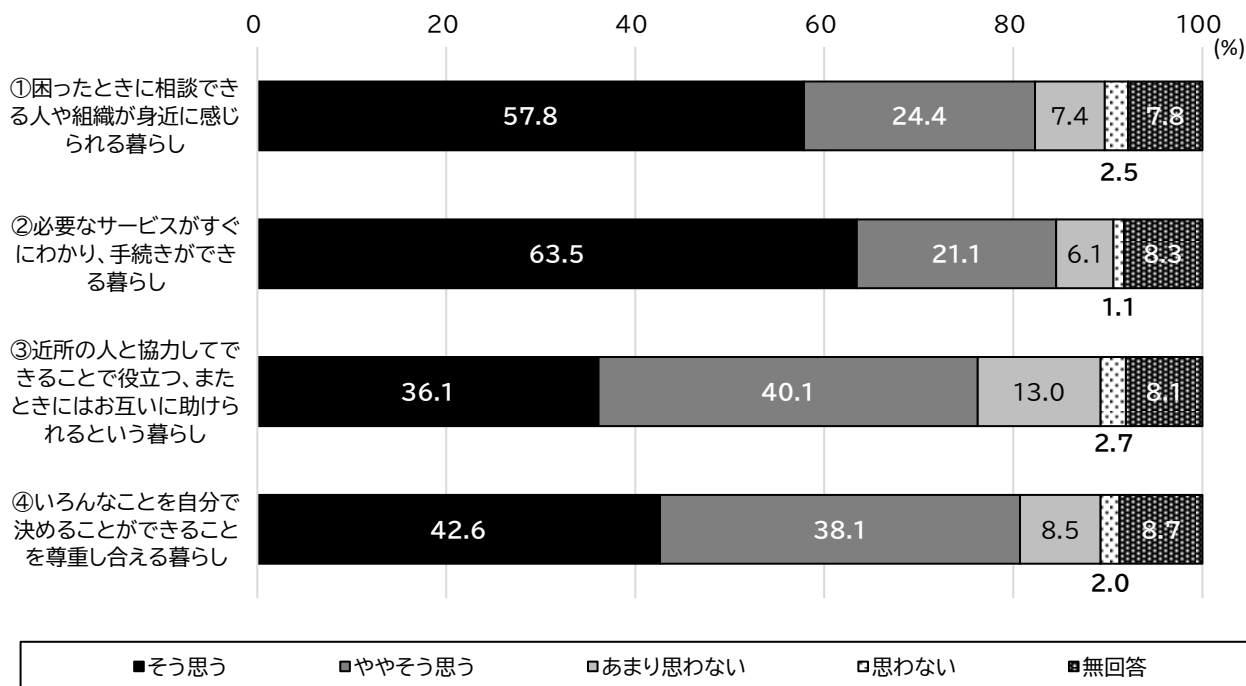
問 あなたの住んでいる地域の活動(町内会など)に対して以下のことをどう感じていますか。(SA)

「④子どもがすこやかに育つ環境がある」が、整っていると感じている割合(「整っている」と「ある程度整っている」の合計)が最も高くなっています(39.5%)。一方で、「⑥地域の人の助け合いや協力がある」が、整っていないと感じている割合(「整っていない」と「あまり整っていない」の合計)が最も高くなっています(44.8%)。



問 網走市でこのような暮らしができればみんな安心だろうなあ、と思える暮らしはどのようなものだと思いますか。(SA)

「②必要なサービスがすぐにわかり、手続きができる暮らし」と思う割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)が最も高くなっており(84.6%)、次いで「①困ったときに相談できる人や組織が身近に感じられる暮らし」の割合が高くなっています(82.2%)。



第2節 団体アンケート調査結果概要

(1)調査の概要

市民へのアンケートだけでなく、地域で福祉活動に取り組む関係団体に対しても、アンケート調査を実施しました。

調査時期	令和6年7月
対 象 者	市内で福祉に関する活動をする団体
調査手法	郵送調査
発 送 数	8票
回 収 数	6票
回 収 率	75.0%

(2)結果の概要

①担い手不足、構成員の高齢化

回答いただいたすべての団体が、担い手不足、構成員の高齢化を課題としてあげていました。

【主な意見】

- ・高齢になっても働き続ける方が増え、若者が減っているため、地域活動の担い手不足が顕著である。
- ・担い手不足に対し、社会参加の促進(若い世代～高齢者まで全世代を通した社会参加)、福祉教育の推進(学校や地域と連携した福祉教育の推進)が重要である。
- ・各団体の横のつながりが重要。

②複合課題

【主な意見】

- ・ひきこもり、生活困窮者、障がい者、ヤングケアラー、虐待など、以前と比べて孤立している(顕在化しない)地域住民が存在しているのではないかと。
- ・ゴミの分別がわかりやすくなれば、ゴミをためこまなくなり、「ゴミ屋敷」が減ります。ゴミの分別で悩んでいた高齢者がいなくなれば、地域住民の負担も減ります。

③資金不足

【主な意見】

- ・継続して安定した事業の推進を図るための安定した財源の確保が必要となる。本会としては自主財源の確保が非常に難しい。

第3節 評価指標の達成状況

第2期網走市地域福祉計画で設定した評価指標の達成状況は、次のとおりです。すべての項目において、計画策定時よりも低下しています。コロナ禍等を経て、地域のつながりが希薄化したことが結果に出ているものと考えられます。

評価指標	策定時	目標 (2024 年度)	達成状況 (2024 年度)
近所づきあいをほとんどしていない人の割合	11.3%	8.0%以下	11.2%
自分の地域は地域活動が活発であると思う割合(そう思う+ややそう思う)	47.1%	50.0%以上	35.9%
自分自身は積極的に地域活動に参加している割合(そう思う+ややそう思う)	30.5%	40.0%以上	25.1%
自分の地域は困っている人を助ける仕組みができていると思う割合(そう思う+ややそう思う)	30.0%	40.0%以上	25.5%
自分の地域は日頃から防犯のための目配りができていると思う割合(そう思う+ややそう思う)	32.9%	40.0%以上	28.0%
自分の地域は災害が起こってもみんなで助け合えると思う割合(そう思う+ややそう思う)	52.9%	65.0%以上	45.3%
自分の地域では、地域の清掃活動に熱心であると思う割合(そう思う+ややそう思う)	53.2%	60.0%以上	47.1%
自分の地域では、冬季の助け合いができていると思う割合(そう思う+ややそう思う)	39.8%	45.0%以上	31.9%
ボランティア活動に参加している人の割合	18.5%	25.0%以上	14.8%

第4章 計画の基本的方向性

第1節 目指すまちの姿

本計画では、第1期の計画以来掲げてきた基本理念の考え方を踏襲しながら、市民一人ひとりが積極的に参画し、地域共生を推進していくため、目指すまちの姿を次のとおり設定し、その実現に向けて取り組めます。

気軽にふれあい、ささえあう住みよいアバシリ
～自分らしく いきいきと だれもが輝けるまち～

第2節 基本目標

目指すまちの姿を実現していくために、次の5つの基本目標を設定します。

基本目標1

みんなでつながり支え合う地域の基盤(人)づくり

基本目標2

誰一人取り残さない地域のまなざし・つながりづくり

基本目標3

住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

基本目標4

地域福祉を推進していくための仕組みづくり

基本目標5【再犯防止推進計画】

立ち直りを見守り支える地域社会づくり

基本目標1 みんなでつながり支え合う地域の基盤(人)づくり

市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域福祉活動に参加できるよう、地域・学校などであらゆる機会を通じ啓発を行います。また、だれもが地域の一員として福祉活動に参加し地域で活躍できるよう、ボランティア活動を推進します。

施策の方向性

1	福祉教育の推進
2	地域福祉・こころのバリアフリーの意識向上
3	ボランティア活動の推進

基本目標2 誰一人取り残さない地域のまなざし・つながりづくり

すべての市民が地域で孤立せず、必要なときに必要な支援が受けられるよう、情報発信や地域の見守り、居場所づくりなど、地域を支える地域福祉活動の推進を図ります。

施策の方向性

4	情報収集・提供体制の充実
5	地域での見守り体制の充実
6	地域の居場所づくりの推進

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

複合課題への対応に向け、専門的な相談支援機関の認知度の向上を図るとともに、支援を必要とする方の人権を尊重し、包括的な相談支援や分野をまたがる総合的な支援を展開します。また、地域での支え合いや助け合いを進めることができるよう、担い手の発掘や育成などに取り組みます。

施策の方向性

7	相談体制の充実
8	複合課題への対応の推進
9	権利擁護体制の充実
10	地域福祉を支える人材の育成とサービスの充実
11	こころとからだの健康増進

基本目標 4 地域福祉を推進していくための仕組みづくり

市民一人ひとりのあらゆる困りごとに対し、市民や関係団体、行政など、本市のあらゆる主体が、幅広く包括的に受け止めることができる体制を整備します。また、すべての市民が暮らしやすい環境をつくるとともに、防災・防犯を推進し、地域の安心・安全を守ります。

施策の方向性

12	多機関協働による支援体制の整備
13	安心・安全なまちづくりの推進
14	すべての人が利用しやすい施設整備

基本目標 5 立ち直りを見守り支える地域社会づくり

再犯によって市民が犯罪被害にあうことを防止するとともに、地域と行政、関係団体が連携し、犯罪をした者等が地域で孤立することなく生活を送ることができるよう、支援を行います。

施策の方向性

15	生活の基盤となる就労・住居の確保
16	保健医療・福祉サービスの利用の促進
17	学校等と連携した犯罪や非行の防止
18	犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施
19	国や民間協力者及び市民との連携と広報・啓発活動の推進

第5章 施策の展開

基本目標1 みんなでつながり支え合う地域の基盤(人)づくり

【現況と課題】

地域福祉を推進するには、自分たちが住む地域やその地域の課題に関心を持ち、互いに支え合って暮らしていく必要性を感じることで、地域活動やボランティア活動への参加につなげていくことが重要です。

しかし、市民アンケート調査では、積極的に地域活動に参加されている方の割合や自らの居住地において地域活動が活発に行われていると考える方の割合が減少しています。こうした傾向はコロナ禍による影響もあると考えられますが、そればかりではなく、前期高齢者世代の人口減少や住民の意識の変化等に起因する地域活動の担い手不足等、体制的な課題によるものとも考えられます。

さらに、市民アンケート調査では、ボランティア活動への参加を望まない市民の割合が増加しています。その一方で、20～64歳の現役世代でボランティア活動への潜在的な参加意向を持つ割合が約3割となっており、マッチングが重要であることもわかります。こうしたことから、地域活動の活性化により、身近な地域での活動への参加を促し、支え合いの意識を高めていく必要があります。

そのためにも、市民向けの地域福祉に関する情報提供や啓発を進めていくとともに、子どもの頃から地域活動に触れる機会を創出することで支え合う意識を醸成します。

【施策の展開】

①福祉教育の推進

子どものころから支え合う意識を育むために、学校教育において福祉に触れる機会を創出することで、将来的な地域福祉に取り組む人材の育成を図ります。

●市の取組

取組	内 容
学校での福祉教育	・総合的な学習の時間などの学校教育の中で、ボランティア活動など福祉に触れる機会を創出し、支え合う意識を育みます。 ・ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、インクルーシブ(包摂的)に学校教育を推進します。
あらゆる世代への福祉教育の推進	・市民団体や学校などの要望により、障がいがある方や高齢者、生活困窮者、ひとり親家庭などを支援する様々な福祉の制度・仕組みについて学ぶ機会を設けます。
支え合いの地域づくり研修	・支え合いの地域づくり研修等により、身近な地域課題とその解消策について学びの機会を提供し、地域活動の担い手不足の解消を図ります。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
地域活動への参加	・地域の一員として、様々な活動に参加します。
日常的な地域のつながりの推進	・地域で暮らす人同士がお互いに気をかけ、気軽に声掛けできる関係をつくります。

②地域福祉・こころのバリアフリーの意識向上

物理的なバリアフリーだけではすべての人にとって必ずしも暮らしやすくなるわけではないことを認識し、地域住民一人ひとりが、周囲に困っている人を見かけたら、声かけをする気づかいや思いやりの心を育てる「こころのバリアフリー」を推進することで、地域福祉に求められる意識の向上を図ります。

●市の取組

取組	内 容
差別や偏見の解消	・障害者差別解消法や認知症基本法に基づき、暮らしの中にある「差別や偏見」の解消に努めます。
こころのバリアフリーサポーター研修	・高齢者や障がいがある人が困っていることや、必要な配慮についての理解を深め、市民の意識から障がい等があっても暮らしやすいまちづくりを推進します。
認知症バリアフリーの推進	・認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター」の養成やチームオレンジの活動などにより、認知症に対する正しい理解の啓発に努めます。
生活支援体制整備事業	・地域住民や町内会、老人クラブなどの多様な主体と連携し、地域の視点で生活上の困りごとの支援や支え合う仕組みづくりを推進するとともに、網走市社会福祉協議会が配置する「地域担当職員」を活用して、「地域力」の向上を図ります。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
困っている人への配慮	・配慮が必要な人を見かけたら、声をかけ、必要な支援をする。

③ボランティア活動の推進

網走市社会福祉協議会と協働してボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを行い、地域福祉の担い手を育てます。また、地域福祉活動に関心を持った人に対しては、社会福祉協議会の運営するボランティアセンターが必要なマッチングを行います。

●市の取組

取組	内 容
ボランティア意識の醸成	・網走市社会福祉協議会と協働で、地域福祉やボランティア活動への理解と関心を深める取組を推進するとともに、ボランティア活動・市民活動を身近に感じてもらうため、広報誌やホームページ、FM あばしり、SNS 等の様々な情報媒体の活用を図ります。
講習・研修の推進	・地域福祉活動を担うボランティアの資質向上と新たなリーダー育成を図るため、各種の講座・研修会を推進します。
福祉ボランティア活動への支援	・ボランティアセンターの活動を支援します。 ・「ボランティアポイント制度」「市民活動活性化事業」や「学生活動支援事業」等を活用して、地域活動や福祉ボランティア活動への支援及び参加促進を図ります。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
ボランティア活動への参加	・地域の中で「自分(たち)に出来ること」を考え、地域貢献活動に参加します。

基本目標2 誰一人取り残さない地域のまなざし・つながりづくり

【現況と課題】

地域の見守りや交流活動は、アウトリーチ支援の「入口」となるものです。しかし、市民アンケート調査においては、地域の助け合いができていると感じる割合は減少しています。こうした活動の充実、支援が必要であるにも関わらず、誰にも相談できず孤独・孤立状態に陥り心身状態の悪化を招くことや、虐待を見過ごすことを防ぐことにもつながるものであり、昨今の社会情勢からもその必要性が高まっているといえます。

また、市民アンケート調査においては、地域福祉を推進するために求められる施策として、20～39歳における「こどもや支援を必要とする人たちの居場所づくり」の割合が特に高く、地域における居場所の整備が強く求められています。

これらのことから、地域において日常的な見守りや交流活動の拠点ともなる多世代の「居場所づくり」により、地域の中での「つながり」そして、市民と関係機関との「つながり」の確立を進める必要があります。

【施策の展開】

①情報収集・提供体制の充実

すべての市民に対して、情報が正確かつ適切に提供されるよう、情報アクセシビリティに配慮し、必要とされる情報をわかりやすい表現方法で、様々な情報媒体を活用して発信します。また、外出が困難な方が情報を入手できずに孤立することのないよう、必要に応じてアウトリーチ支援に取り組みます。

●市の取組

取組	内 容
情報提供の推進・情報のバリアフリー	・広報誌やホームページ、SNS 等の内容の充実を図り、市民に対する福祉情報の提供に努めます。 ・情報提供にあたっては、年齢や障がいの有無等に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着き、利用できる「情報アクセシビリティ」に配慮します。 ・情報格差解消のためのデジタル弱者への支援を充実します。
市民の意見聴取	・各種施策の推進にあたっては、地域活動等の主体となる「市民」からの意見聴取に努めます。 ・当事者主権(主体)の視点にたち、施策に関係する市民から意見聴取等を行う仕組みを整備します。
意思疎通支援	・網走市手話言語条例に基づき、市民に対し「手話は言語である」との認識を普及し、手話に対する理解を広げるための施策を推進します。 ・意思疎通を仲介する者やツールを必要とする方の支援を行うとともに、意思疎通仲介者の養成・派遣やツールの整備を推進します。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
日ごろからの情報収集と提供	・地域の中で課題を有する家庭(世帯)を発見した際は、行政や相談支援機関等への情報提供に努めます。

②地域での見守り体制の充実

子どもの登下校や認知症等による「ひとり歩き」、社会的孤立等に対する見守りや支援活動を推進し、支援を必要とする方やその家族が孤立することなく、適切な支援により自己実現が可能な暮らしができる地域づくりを推進します。

●市の取組

取組	内 容
民生委員・児童委員による見守り活動等の促進	・民生委員・児童委員によるひとり暮らし高齢者や支援が必要な世帯等の見守り・訪問・相談活動を促進します。
子どもの見守り活動の促進	・子どもたちの安全確保に向け、学校、地域、関係団体の連携を強化し、登下校時の見守り・声かけ活動を促進します。
認知症高齢者等の見守り・捜索体制の充実	・緊急通報システムやふれあい「ほっと」コール等、見守り体制の充実を図ります。 ・高齢者等が行方不明となった場合に、情報提供等の捜索活動に協力する市民や企業などの登録(そうさく助け合い情報配信登録)を推進し、認知症の方等の安全と家族等への支援を行います。
ケアラーへの支援	・認知症サポーターの養成や認知症カフェ「あえる」の開設等により、認知症の方やその家族の孤立を防ぎ、支援を充実します。 ・ケアラー、ヤングケアラーに関する課題を市民に周知することにより「支える人をひとりにしない」ための相談体制整備等を推進します。
「ひきこもり」等への支援	・ひきこもり状態にある方やその家族が支援につながるための相談窓口の明確化と周知に努めます。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
日ごろからの見守り	・地域で暮らす人同士がお互いに気にかけて、気軽に声掛けできる関係をつくれます。

③地域の居場所づくりの推進

市民が日常的につどえる居場所づくりを推進し、幅広い世代の市民が交流できる機会を増やすことで、顔の見える地域づくりを促進し、住民の様々な悩みごとや困りごとの早期把握につながるよう努めます。

●市の取組

取組	内 容
子どもの居場所づくり支援事業	・子どもが自由に立ち寄り、学習支援や遊び体験などの活動をする市民団体を支援します。
高齢者ふれあい支援事業	・高齢者の生きがいづくりに資する「集いの場」として、地域に「ふれあいの家」を開設・運営します。
デジタルの活用	・「つながる」ためのツールとしてデジタルの活用を推進します。
多世代交流の場の創設	・こどもからおとな、高齢者や障がいのある方等が交流することは、地域づくりや社会的孤立の防止にも有効です。 ・既存の「居場所づくり」の取組の活用を含めて多世代交流の場を創設し、市民同士の「支え合い」を推進します。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
集まる場所と機会をつくる	・困っているときや悩んでいるとき、そうでないときも、近くの人が集まってくつろいだり、相談したりする場をつくれます。

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくり

【現況と課題】

近年、地域課題や生活課題の複雑化・複合化に伴い、市民から行政機関や各種相談機関に寄せられる相談内容が多岐にわたっています。市内の各地域には、市民からの生活に関する相談に応じ、助言や支援、必要な情報提供を行う民生委員・児童委員及び主任児童委員を配置しておりますが、その担い手不足から欠員となっている地区も散在しています。こうした民生委員の欠員は全国的にも大きな課題となっており、その解消のために必要な対策を行う必要があります。

また、市内には、高齢者、障がいがある方、子育て世帯、生活困窮等の課題に対し、相談に応じる相談支援機関（相談先）があり、行政機関と連携して様々な相談に対応しています。しかし、市民アンケート調査ではその認知度が低く、「不安や悩みを相談する場所がわからない」と回答された方が約10%となっています。こうしたことから、市民が必要かつ適切な支援につながっていないことも推測されます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域とのつながり・支え合いと合わせ、適切な支援も重要であり、その入口となるのが「相談」です。このため、各種相談窓口の周知を図り、誰でも気軽に相談できる体制の構築が重要となります。

さらに人口減少・少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化、昨今の経済状況などの要因から、今後さらに複合課題を抱える世帯が増加することが懸念されます。また、本市では高齢単身世帯も増加しており、その中には、身寄りがない、家族がいても身近に頼れる人がいない方も少なくありません。このような方に対しては、生前からの終活に関する情報の提供はもとより、医療が必要な状態になった際、あるいは死亡した際の諸手続きに関する支援体制を整えることが生活の安心にもつながります。様々な課題を抱える市民がより早く確実に必要な支援につながるために、重層的な支援体制を構築し、地域と行政、各相談支援機関等とがさらなる円滑な連携体制をとる必要があります。

加えて、自らの意思に基づく生活のためには、様々な理由から支援が必要な方の権利や尊厳を守ることが重要です。市民アンケート調査では、「安心した生活のために必要なこと」として、「いろいろなことを自分で決めることを尊重し合える暮らし」と答えた方が9割を超えています。このことから、虐待を防ぎ、権利擁護の取組を推進する必要があります。

【施策の展開】

①相談体制の充実

市民の悩みや困りごとを幅広く受け止め、対応できる包括的な相談支援体制を、市民、地域、その他関係機関と連携しながら構築します。

●市の取組

取組	内 容
総合相談事業（地域包括支援センター）	・地域包括支援センターを高齢者支援の中心として、地域の高齢者とその家族等に対し、総合的な相談支援を行います。

取組	内 容
障がい者への相談支援	・斜網地域障がい者基幹相談支援センター「めいと」や市内の相談支援センター「りらいふ」等と連携しながら、障がいがある方やその家族の様々な相談に応じ、必要な情報提供や適切なサービス利用につなげます。
生活困窮に関する相談支援	・生活困窮については他の福祉課題と複合していることも多いため、社会福祉協議会に委託している生活困窮者相談窓口（網走市生活サポートセンター「らいと」）と連携しながら、適切な支援を行います。
ひきこもりに関する相談支援	・ひきこもりについては、社会福祉協議会の運営する網走市生活サポートセンター「らいと」にて相談支援を行います。複合課題であることも多いことから、多職種連携のもと、自立に向けた支援を行います。
家族等のケアにかかる負担に関する相談支援	・ヤングケアラー、ダブルケア、介護離職等、家族のケアが社会生活に重大な影響を与えることのないよう、相談支援を行います。 ・潜在しやすい課題も多いことから、地域・事業者等と連携しながら実態把握を行います。
こども家庭センターの設置【新規】	・児童福祉と母子保健の連携体制を確立し、子育てや悩み事等の相談窓口の充実を図るため「こども家庭センター」の設置を検討します。
相談支援機関の周知	・市内の専門的な相談支援機関について広く市民に周知します。
アウトリーチ支援の推進	・市内の相談機関等において、自ら支援にアクセスできない個人や家族に対する訪問による相談支援体制の構築を進めます。 ・デジタルツールを活用し、支援が必要な方が相談しやすい環境を整備します。
高齢単身者への支援	・高齢単身世帯で、身寄りがない、身近に親族がいない方などを対象に、「終活情報登録事業」等による支援体制を整備します。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
相談窓口へつなぐ	・知人や家族等から相談を受け、専門的な支援が必要と感じたときは、市、民生委員・児童委員・主任児童委員や各相談支援機関などに連絡します。

②複合課題への対応の推進

複合課題を抱える市民に対しては、総合的な支援体制が必要となるため、相談の内容に応じて専門機関につなげることができる体制と、分野を横断して対応できる体制を構築します。

●市の取組

取組	内 容
支援調整会議	・生活困窮者の包括的な支援について、関係機関等による多機関が参加する会議を開催し、多様な専門的知見のもとで対応を検討します。 ・「ひきこもり」に関する支援を求めた方について、必要な支援内容の検討及び実施について、関係機関による共有・連携及び支援の調整を行います。
要保護児童対策地域協議会	・養育環境に課題があり、虐待等のおそれのある子どもに対し、要保護児童対策地域協議会で対応を協議し、早期対応を図ります。
地域ケア会議	・ケアマネジャーや関係機関による地域ケア会議を開催し、高齢者の状況に応じ、各種サービスを総合的に調整し、支援策等を検討します。
障がい者自立支援協議会	・障がい者の個別の状況に応じ、適切な支援が提供できるように、必要な支援策等を検討します。
複合課題への対応	・相談者の属性、世代、相談内容に関わらず相談当初の面談から具体的な支援につなげるために、専門的な相談支援機関同士の連携・協働を進めます。 ・専門的な相談支援機関が連携した支援を円滑に行うために、情報交換や具体的な支援方法の検討・検証を行う「連絡会議」を設置します。
犯罪被害者等への支援	・犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、見舞金支給等により、被害の早期の回復又は軽減を図ります。 ・犯罪被害者等の相談窓口寄せられた相談について、情報提供や関係機関と連携した支援を行います。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
困りごとの把握	・近所付き合いや交流の機会、福祉活動を通じて困りごとを把握し、専門機関へつなぎます。

③権利擁護体制の充実

本市では、権利擁護支援が必要な人に対し、相談業務、後見申立費用や報酬助成など、成年後見制度等の利用支援を行っています。市と社会福祉協議会等の関係機関が連携をとり、権利擁護が必要な人が早期に制度を利用できるよう取り組みます。

また、人権侵害の最たるものである虐待を防止するため、地域のネットワークづくりに取り組みます。

●市の取組

取組	内 容
普及啓発の推進	・成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることを普及・啓発し、制度の利用が必要な人を地域で発見し支援につなげやすくするため、制度の周知を図ります。
相談支援体制の強化	・成年後見制度の利用が必要な人が適切に制度利用につながるよう、相談支援体制の強化に努めます。 ・網走市生活サポートセンター「らいと」に成年後見制度相談員を配置し、円滑な利用に向けた相談支援に努めます。
市民後見人の養成	・市民後見人を養成し、成年後見制度の充実へつなげます。
成年後見制度の利用支援	・制度利用の申立てが必要でありながら、申立てをする親族等が不在な場合等は、市長申立てを行います。また、経済的理由から後見人報酬の負担が困難な方に報酬助成を行う等の支援を行います。
児童虐待などの未然防止、早期発見・早期対応	・子どもの人権を守るため、要保護児童対策地域協議会等により、児童虐待などの未然防止、早期発見・早期対応に向け、関係機関が連携し、共通認識のもとに対策の推進を図ります。
障がいがある人に対する虐待防止と早期発見・早期対応	・虐待を未然に防止するため、障がい特性や障がい者虐待に関する知識の普及、障害者虐待防止法の周知など、障がいがある人の権利擁護についての啓発に努めます。
高齢者に対する虐待防止と早期発見・早期対応	・地域包括支援センターを中心として、高齢者に対する家庭や施設等における虐待防止と早期発見・早期対応に努めます。
意思決定支援	・自らの意思を決定することに困難を抱える方が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送るための支援の充実を図ります。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
成年後見制度等の利用促進	・身近に成年後見制度の利用が必要と思われる人がいた場合、行政や相談支援機関に相談します。
虐待を疑った場合の通報	・虐待の可能性がある場合は、躊躇せず行政等に相談・通報します。

④地域福祉を支える人材の育成とサービスの充実

福祉専門職の資質向上と人材確保への取組を支援するとともに、若者や現役世代に福祉の専門職に興味・関心を持ってもらう取組を推進するなど、一つひとつの事業所だけでは限界のある人材の確保について、市全体で連携して対策を進めていきます。

●市の取組

取組	内 容
福祉専門職研修の充実	・キャリアアップのための研修の情報提供を行うとともに、専門性の向上のための会議や研修などの実施や参加を促進します。 ・福祉専門職間の連携を図るなどし、情報交換を通して離職防止への取組を推進します。
福祉専門職の確保	・生徒や学生に対し福祉専門職への興味・関心を持ってもらう取組に注力するとともに、本市全体での人材確保について検討します。

⑤こころとからだの健康増進

住み慣れた地域で健康に暮らしていけるよう、生活習慣病予防の啓発や定期的な健診やかかりつけ医の受診を促進し、心身ともに健やかな状態を維持できるよう努めます。

●市の取組

取組	内 容
健康増進・生活習慣病予防の啓発	・健康的な暮らし方や糖尿病などの生活習慣病予防に関する知識の普及のために、健康教育・健康相談・特定保健指導を実施します。 ・定期的な健康診査の受診勧奨を行います。
こころの健康に関すること	・こころの不調を感じた時に、ひとりで悩みを抱えることがないように相談を行います。 ・関係機関と連携・協力して、講演会や広報誌などを通じてこころの健康の啓発を行います。 ・ゲートキーパーの養成を推進し、身近な人の不調に気づきやすい地域づくりを行います。
飲酒・喫煙習慣の啓発	・飲酒による身体等への影響や、健康に配慮した飲酒について、啓発していきます。 ・喫煙の習慣が健康に及ぼす悪影響について、啓発していきます。
移動型医療サービス	・移動型医療サービスにより、通院困難となった市民が必要な医療を適切に受けられる環境を整備します。
介護予防等の推進	・高齢者の日常的な介護予防活動を促進するとともに、社会参加やいきがづくりを促進し、健康寿命の延伸(不健康な期間の縮減)につなげます。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
健康的な生活を送る	・バランスのよい食生活や適度な運動を心がけます。 ・良質な睡眠と十分な休養をとるよう心がけます。 ・飲酒・喫煙については、健康に配慮するよう心がけます。また、周囲に及ぼす受動喫煙のリスクに配慮します。 ・定期的に健康診査・医療機関受診をして、自分の健康状態を把握します。 ・むし歯や歯周病を予防するとともに、口腔機能の維持を心がけます。 ・市の実施する健康づくりの事業に積極的に参加します。

基本目標4 地域福祉を推進していくための仕組みづくり

【現況と課題】

・地域の支援ネットワーク

社会情勢や世帯構造の変化により、8050問題やひきこもりなどの様々な複合課題がみられるようになっていきます。こうした、既存の福祉サービスだけでは十分な支援ができない「制度の狭間」の課題に対しては、地域や行政、そして関係する相談支援機関が連携・情報共有をして支援する体制を整備する必要があります。

今後、複合課題により的確に対応できるよう、重層的な支援体制を推進する必要があります。

・安心・安全なまちづくり

すべての人が気軽に安心して外出できる生活環境を構築するために、地域公共交通、道路、公共施設、住宅等のあらゆる場所においてユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進していく必要があります。

また、市民アンケート調査においては、自由回答において高齢者の免許返納後の移動手段を憂慮する声が多数みられました。高齢化に伴い、市全域で交通弱者が増加することが予想されます。移動の問題により、市民の日常生活の利便性が低下するだけでなく、必要な社会的支援を受けることが難しくなると懸念されます。

加えて、近年全国各地で大規模な災害が頻発しています。本市は比較的自然災害が少ない地域ですが、冬期における大雪による緊急的な対応などは散発しております。市民アンケート調査では、災害時や緊急時に支援が必要な世帯への対応として、「関係機関の連携を深め、ネットワークを構築し支援を行う」と回答した方の割合が高くなっています。このため、各地域で組織化が進む自主防災組織と行政の連携や災害時の避難行動要支援者の避難に関することなど、平時から災害発生時の対応を検討しながら、防災意識を高める必要があります。

また、特殊詐欺など、犯罪が複雑化・巧妙化しています。本人や家族の防犯意識を高める周知・啓発を行うとともに、地域、市や警察が連携し、見守りを行うなど地域ぐるみの防犯体制を強化することが重要です。

【施策の展開】

①多機関協働による支援体制の整備

地域福祉の担い手等が市内の専門的な相談支援機関と一緒に課題の解決のための手法を検討できる体制を整備するとともに、専門的な相談支援機関同士が「他の相談支援機関を知る」ことにより、日常的な連携を図り、重層的な課題に対し、包括的な支援を行うことができる体制づくりを推進します。

●市の取組

取組	内 容
重層的な相談支援体制の整備	・生活の中で生じる様々な「心配ごと」や「困りごと」を解消するための方法を一緒に考えてくれる相談先の「見える化」を進めます。 ・専門的な相談支援機関と地域福祉の担い手、相談支援機関同士の協働連携を構築し、重層的・包括的な支援体制づくりを進めます。 ・地域福祉に関する活動を行う NPO 法人や社会福祉法人に関する情報を広く市民に周知します。
企業と連携した雇用の促進	・企業への働きかけや関係機関との連携により、障がいがある方や高齢者等の就労機会の確保に向けた取組を推進します。 ・犯罪等をした人に対し、事業者の協力を促し、雇用を促進します。 ・就労を開始・継続することに困難を抱える方に対して、社会福祉協議会や専門的な支援機関等と連携し、適切な支援を推進します。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
日ごろからの情報収集と提供【再掲】	・地域の中で課題を有する家庭（世帯）を発見した際は、行政や相談支援機関等への情報提供に努めます。
多様な働き方の検討・導入	・人材不足の中で貴重な「働き手」となる、障がいがある方や高齢者等の雇用及び多様な働き方の検討を行います。

②安心・安全なまちづくりの推進

地域の防災体制の強化を図るとともに、防犯対策等を推進し、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●市の取組

取組	内 容
防犯対策の推進	・特殊詐欺の事例について啓発を行い、疑わしいケースにあったら速やかに通報するよう意識づけを行います。 ・消費者被害の未然防止のため、網走市消費者相談室による相談対応や警察との連携により、啓発活動を推進します。
防災対策の推進	・避難・救援活動や安全確認など、地域、警察、消防、医療機関の連携や情報収集体制を強化するとともに、災害時に避難所では滞在が困難な要配慮者のための福祉避難所の周知を図ります。 ・防災訓練への市民の参加を促進します。 ・避難行動要支援者に対して、個別避難計画を策定します。 ・要配慮者を含めた市民への情報等の伝達は、電話、メール、ファックス、防災ラジオ、広報車等の複数の手段を組み合わせ、確実に実施します。

取組	内 容
交通安全対策の推進	・警察及び関係機関と協力しながら、乳幼児から高齢者まで、各年齢層に合わせた交通安全教育を実施します。 ・高齢ドライバーや自転車利用者のマナーと安全性を高めるための啓発活動を関係機関と協力して実施します。
住宅確保要配慮者への支援	・生活困窮者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組を推進します。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
避難経路の確認	・様々な災害を想定し、安全に避難できる経路の確認など、避難について考えておきます。
防犯情報の収集	・多様な犯罪・消費者被害の事例の情報収集に努め、被害が疑われる場面では、積極的な声掛けを行います。

③すべての人が利用しやすい施設整備

関係機関との連携のもと、公共施設等のユニバーサルデザイン、バリアフリー化を進めることにより、施設利用上の利便性と安全性の向上を図り、すべての人が活動しやすい環境を整備します。

●市の取組

取組	内 容
ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	・市有施設のユニバーサルデザイン化を進め、誰もが安心して利用できる施設の整備に努めます。 ・猛暑対策として公共施設への冷房設備の設置を進めます。 ・まちなかの段差解消や、わかりにくい案内表示などの見直しなど、ユニバーサルデザインのまちづくりに努めます。

●市民・地域に期待する取組

取組	内 容
困っている人への配慮【再掲】	・配慮が必要な人を見かけたら、声をかけ、必要な支援をする。

基本目標5 立ち直りを見守り支える地域社会づくり

【現況と課題】

全国の刑法犯認知件数は平成15年から令和3年まで減少が続き、令和3年は戦後最少となりましたが、その後2年は増加が続き、令和5年は703,351件と新型コロナウイルス感染拡大前の水準に戻りつつあります。その中で、検挙者の約半数が再犯者であることが課題となっています。再犯をした人たちは薬物やアルコール依存、障がい、高齢、身寄りがいないなど、様々な生きづらさを抱えていることが多く、再犯を防止するためには、社会復帰した後も地域社会で孤立することなく暮らしていくために包括的な支援が求められています。市民アンケート調査においては、再犯防止に必要なこととして約5割の方が「住居と仕事を確保して安定した生活基盤を築かせる」と回答し、約3割の方が「犯罪をした人の立ち直りに協力したい」と回答しています。また、「立ち直りに協力したくない」と回答した方の半数がその理由として「どのように接してよいかわからないから」と回答しており、再犯防止の取組についての理解促進により、協力を肯定的な市民の増加も期待できます。

しかし全国的には、犯罪等をした方やその家族に対して、犯罪や非行履歴に関するプライバシー侵害や、地域住民の根強い偏見や差別意識によって就職や住居確保が阻害されることも起こっています。犯罪等をした方が、社会において孤立することなく、再び地域社会を構成する一員となるよう、地域の理解と自立に向けた支援が必要となります。

【施策の展開】

①生活の基盤となる就労・住居の確保

犯罪をした者等の円滑な社会復帰に向けて、就労にかかる各種支援制度の周知を図ります。また、本人の適性や意向を踏まえ、適切な帰住先や就労先の確保に向けて関係機関と連携した支援を行います。

●市の取組

取組	内 容
犯罪をした者等の就労促進	・協力雇用主制度や札幌矯正管区矯正就労支援情報センター(コレワーク北海道)の周知など、関係機関と連携して犯罪をした者等の就業先の確保・拡大を図ります。 ・市内の協力雇用主をはじめ、事業者による犯罪をした者等の職業体験や雇用など、更生保護活動に対する必要な支援の実施について、関係者と協議検討します。 ・保護観察所、保護司会等の関係団体と連携を図り、就業に対して支援を必要とする人の把握に努め、必要に応じて就労準備支援事業をはじめとした各種支援を周知します。
錦水寮の周知・運営支援	・網走市大曲の「錦水寮」は、更生保護法人網走慈恵院が運営する更生保護施設です。施設の意義を市民に周知するとともに、施設の安定的な運営のための支援を行います。

取組	内 容
住宅確保への支援	・民間賃貸住宅への入居にあたり支援が必要な場合は、住宅確保要配慮者への支援を行う住居支援法人に関する情報提供を行います。（近隣は北見市に所在） ・市営住宅の入居にあたっては、既存入居者や入居希望者の理解を深めていく必要があるため、各施策における普及啓発活動や住宅支援の状況を注視しながら、十分勘案の上、配慮していきます。
RE-ENTRY 事業の推進	・「網走刑務所等の資源を活用した地域活性化及び再犯防止推進事業（RE-ENTRY 事業）」を通じ、民間事業者・団体と連携・協力のもと、就労準備等による再犯防止に向けた取組を行います。
刑務作業への支援	・刑務作業は、勤労意欲の養成、職業的技能の習得など社会復帰を図るための重要な受刑者処遇のひとつです。網走刑務所と連携し、独自製品の共同開発や発注等刑務作業の充実に取り組みます。

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

犯罪をした者等が、安定した社会生活を営むうえで保健医療・福祉サービスの利用が必要な場合において、事業者等の理解を促し、円滑に支援を受けることができるよう関係機関等との連携を図ります。

●市の取組

取組	内 容
円滑なサービス利用に向けた連携	・犯罪をした高齢者又は障がい者等であって、自立した生活を営む上での困難を有する人に対し、必要な保健医療・福祉サービスが円滑に提供されるよう関係機関・団体との連携を図ります。
円滑な施設サービス利用の促進	・犯罪をした者等のうち、自立した生活を営むことが困難な高齢者や障がい者等が福祉サービスの入所施設等を帰住先とする場合、地域定着支援センターや保護観察所が行う受入先の調整等に協力します。
生活困窮に対する支援	・生活サポートセンターにおいて、生活困窮者自立支援制度に基づく各種支援事業により、生活困窮者の自立を継続的に支援します。

取組	内 容
犯罪をした者等の 保健医療・福祉サー ビス利用に関する 周知・啓発	・網走刑務所等の関係機関と協力して、社会福祉施設等を対象とした矯正施設見学会及び研修会を開催し、福祉的支援が必要な犯罪をした者等についての理解促進を図ります。 ・犯罪をした者等に対し保健医療・福祉等の制度周知を行い、誤った認識により必要なサービスを拒否することがないように取り組みます。 ・福祉サービス等を必要とする更生保護施設の入所者が必要な支援を円滑に受けられるよう、更生保護施設や福祉サービス提供事業者と連携します。 ・犯罪をした者等に対し支援を行う関係機関・団体に対し、市が実施している保健医療・福祉サービス等に関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。

③学校等と連携した犯罪や非行の防止

学校や地域の様々な関係機関・団体と連携し、非行を未然に防止する取組を進めます。非行をした子ども等に対する支援においては、本人の特性や生育環境等を理解したうえで、関係機関による連携体制を構築します。

●市の取組

取組	内 容
関係機関と連携した 子どもへの支援	・非行をした子どもや犯罪をした家族と暮らす子どもの支援にあたっては、子ども自身や家族が抱える特性等を理解したうえで、児童相談所、保護観察所等の関係機関と連携し、適切な支援を行います。
青少年に関する活動 の推進	・「網走市青少年センター」において、街頭指導や広報活動、青少年の非行を未然に防止するため取組を進めます。 ・関係団体と協力して、社会を明るくする運動強調月間の取組等において、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティアであるBBSの活動を周知し、市内での活動の再開をめざします。
薬物教育の促進	・関係機関と連携し、危険ドラッグ等、薬物乱用を防止に関する普及啓発を行います。

④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援の実施

犯罪をした者等の社会復帰に対する支援に当たっては、その人の心身の状態や家族との関係など、犯罪が起こった社会的背景を理解し、必要な相談窓口の紹介により適切な支援を受けられるよう配慮します。また、市内で自助グループの活動がある場合は、その自主的な活動を保証し、必要に応じて連携を図ります。

●市の取組

取組	内 容
関係機関と連携した適切な支援の推進	・本市の各種相談窓口や斜網地域障がい者基幹相談支援センター、市内の地域包括支援センター等と連携し、適切な相談・支援が受けられるよう関係機関の連携を図ります。
自助グループの活動支援	・市内で依存症の自助グループが活動する場合には、その自主的な活動を保証するとともに、社会復帰にあたっての課題に対する相談や支援について必要に応じて連携を図ります。

⑤国や民間協力者及び市民との連携と広報・啓発活動の推進

網走刑務所との「包括連携協定」に基づき、再犯防止を推進します。また、犯罪をした者等の更生保護に取り組む民間団体との連携を強化し、その活動の促進にむけて必要な支援を行います。

犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を広めるために、「社会を明るくする運動」を推進するとともに、再犯防止の取組への理解醸成を図ります。

●市の取組

取組	内 容
再犯防止の取組を推進する体制の構築	・再犯防止の取組の推進及び深化を図るため関係する団体により構成する「網走市再犯防止ネットワーク会議」を設置します。 ・「網走市再犯防止ネットワーク会議」は、年1回以上開催することとし、本計画の進捗状況や事例共有、新たな取組について協議することとします。
市民の理解醸成	・再犯防止の取組をわかりやすく広報することにより、市民の関心と理解を醸成します。
更生保護活動の支援	・将来にわたり、適正な保護司の人数を維持できるよう、網走地区保護司会と連携して人材の発掘に取り組むとともに、網走地区保護司会の活動を支援します。 ・保護司が保護観察対象者と面接を行う場所の確保を継続するとともに、地域住民からの犯罪・非行に関する相談の窓口となる「網走地区更生保護サポートセンター」を周知する取組を行います。 ・更生保護女性会や網走市女性保護の会、網走オパール職親会など、更生保護に取り組む団体の活動について、市民の理解を広めるための取組を行います。

取組	内 容
社会を明るくする運動の推進	・「社会を明るくする運動強調月間」において、運動を周知するイベントを行い、犯罪や非行の防止と、犯罪をした者等の更生に対する市民の理解促進に取り組みます。
地域の連携体制の充実	・民生委員・児童委員や地域における見守り活動の関係者が更生保護に関する理解を深め、犯罪をした者等や地域住民から相談を受けた際に、適切な連携・情報共有ができるよう取組を進めます。

●市民・地域に期待する取組【再掲】

取組	内 容
立ち直り支援	・犯罪をした者等に対する立ち直りへの支援に協力します。

第6章 計画の推進について

第1節 計画の推進体制

本計画の推進のためには、市民一人ひとりが参加し、支え合い、助け合える地域の仕組みを実現することが重要です。そのためには行政だけではなく、市民・地域、各種団体、ボランティア、NPO法人など、多様な主体の協働による取組が不可欠です。

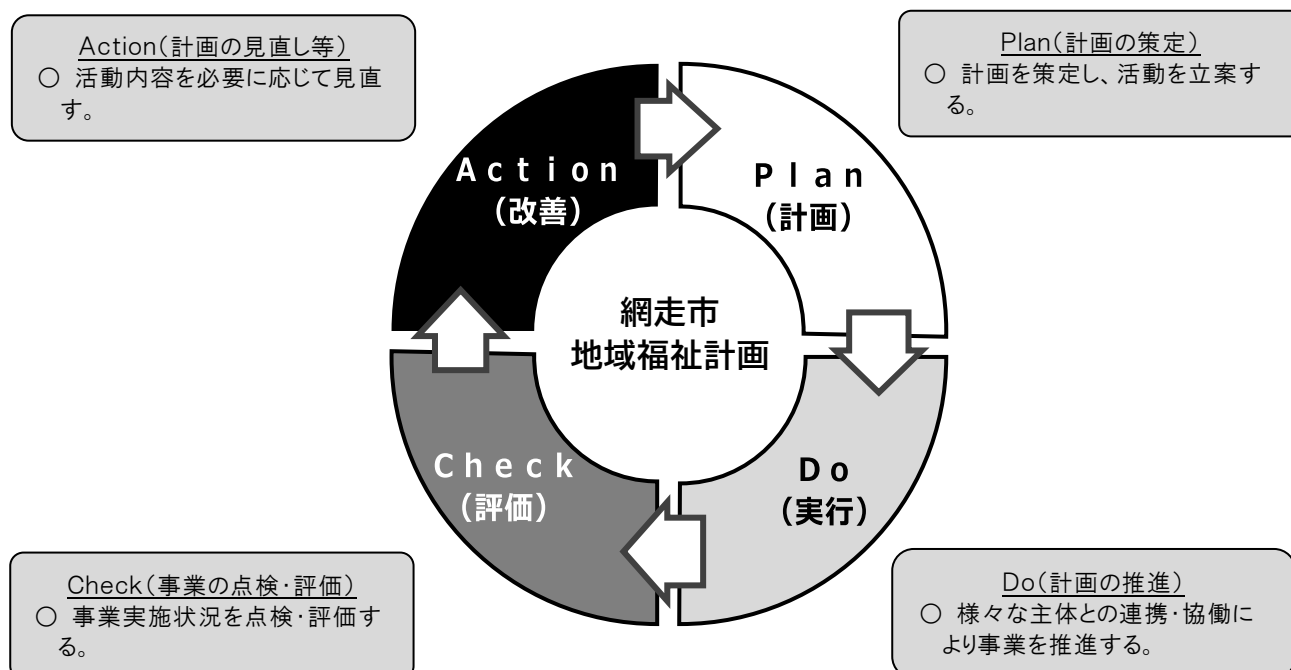
国・北海道の制度を活用しながら、本計画の目指すまちの姿「気軽にふれあい、ささえあう住みよいアバシリ」を実現していくに当たって、多様な主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら計画を推進します。

第2節 計画の進捗管理

本計画の着実な推進に向けて、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)によるPDCAサイクルの考えのもと、取組の成果や課題を定期的に精査し、進捗管理を行います。

また、国の制度や地域の状況に大きな動向があった場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

【 PDCAサイクルによる進捗管理 】

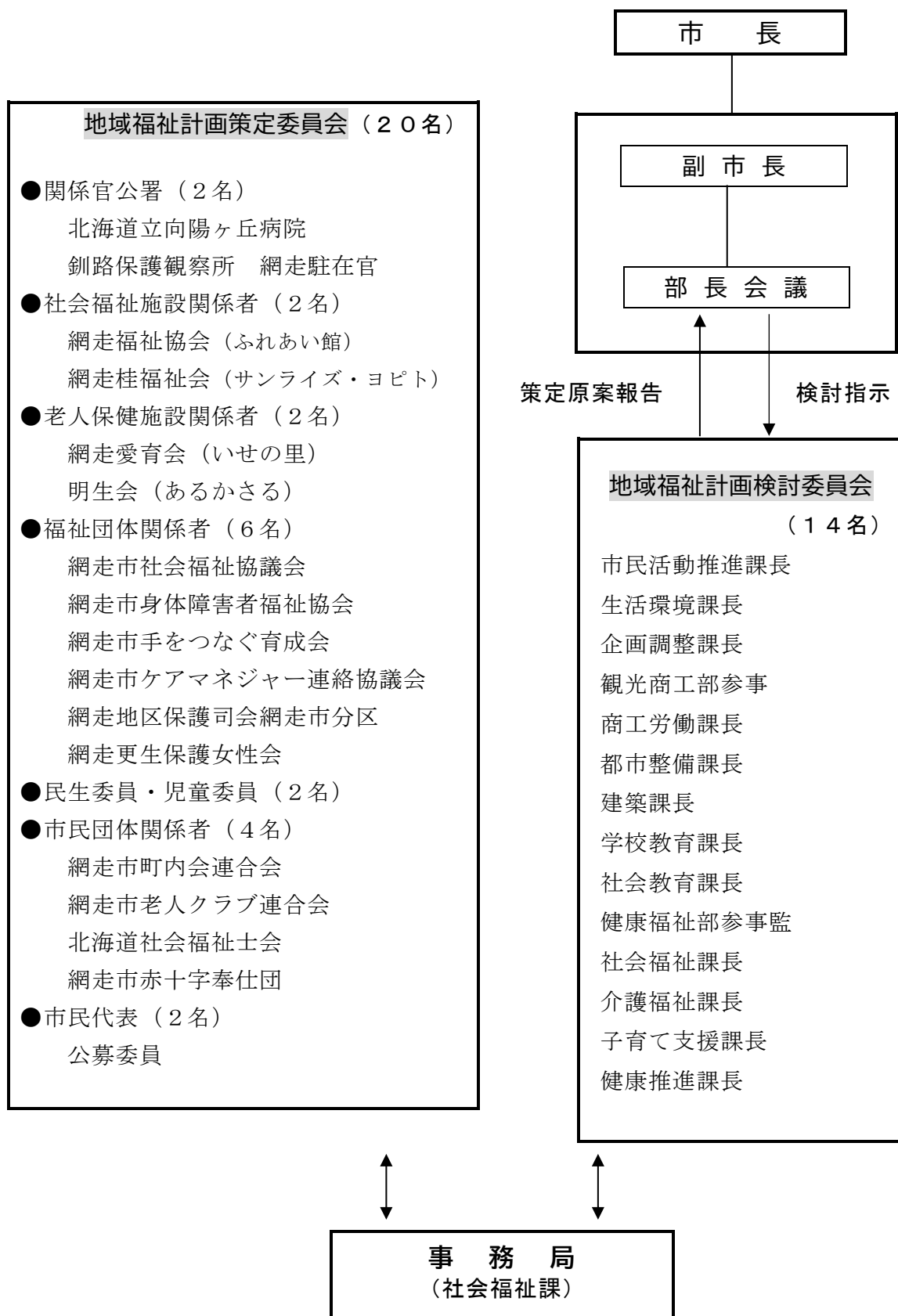


資料編

第1節 網走市地域福祉計画策定委員会委員名簿

選出区分	所 属	氏 名
関係官公署	北海道立向陽ヶ丘病院	佐藤 いずみ
	釧路保護観察所 網走駐在官事務所	古川 晃大
社会福祉施設 関係者	網走福祉協会(ふれあい館)	折館 奈己
	網走桂福祉会(サンライズ・ヨピト)	石川 進
老人保健施設 関係者	網走愛育会(いせの里)	石川 真
	明生会(あるかさる)	藤井 秀人
福祉団体 関係者	網走市社会福祉協議会	山中 淳
	網走市身体障害者福祉協会	井上 義則
	網走市手をつなぐ育成会	片谷 智和
	網走市ケアマネジャー連絡協議会	田中 裕樹
	網走地区保護司会網走市分区	田中 勝則
	網走更生保護女性会	保科 百合子
民生委員 児童委員	民生委員	伊藤 勉
	主任児童委員	山端 幸枝
市民団体 関係者	網走市町内会連合会	山下 一夫
	網走市老人クラブ連合会	向井 信弘
	公益社団法人北海道社会福祉士会オホーツク地区支部	豊田 亮輔
	ボランティア団体(網走市赤十字奉仕団)	中安 範子
市民公募		古川 元信
		高久 智鶴

計画の策定体制



第2節 地域福祉に関するアンケート調査結果報告書

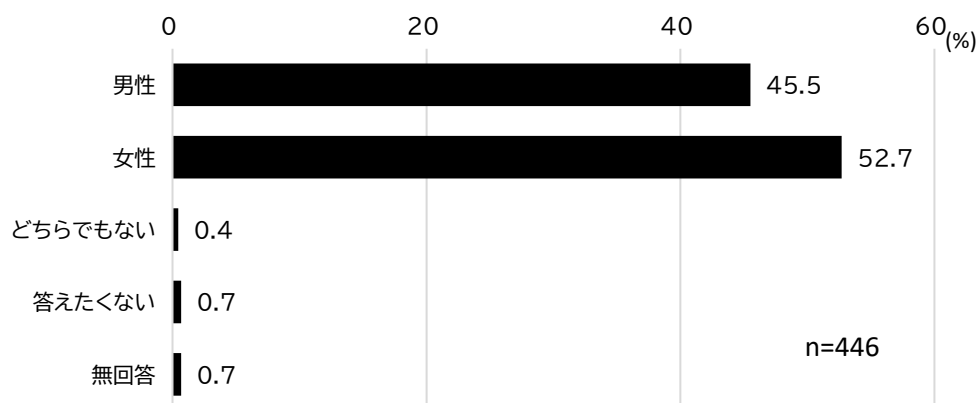
第1編 調査の概要

p.12 参照

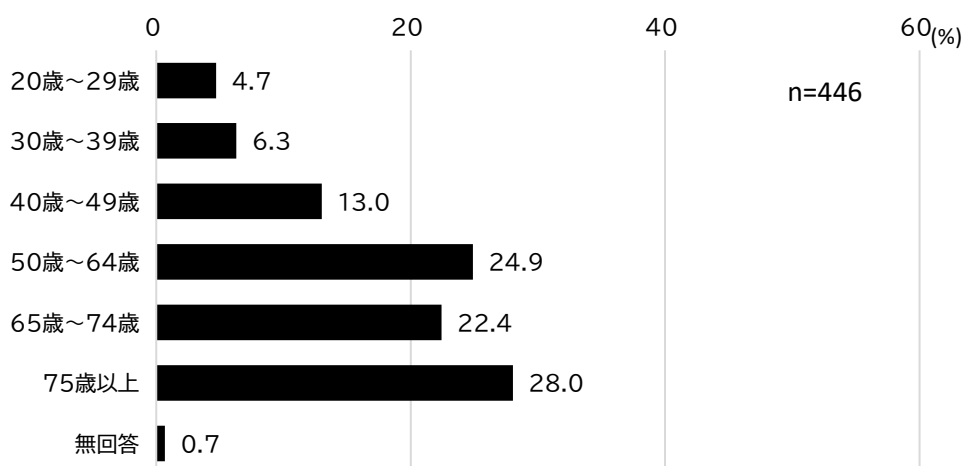
第2編 調査結果

1 あなたご自身のことについて

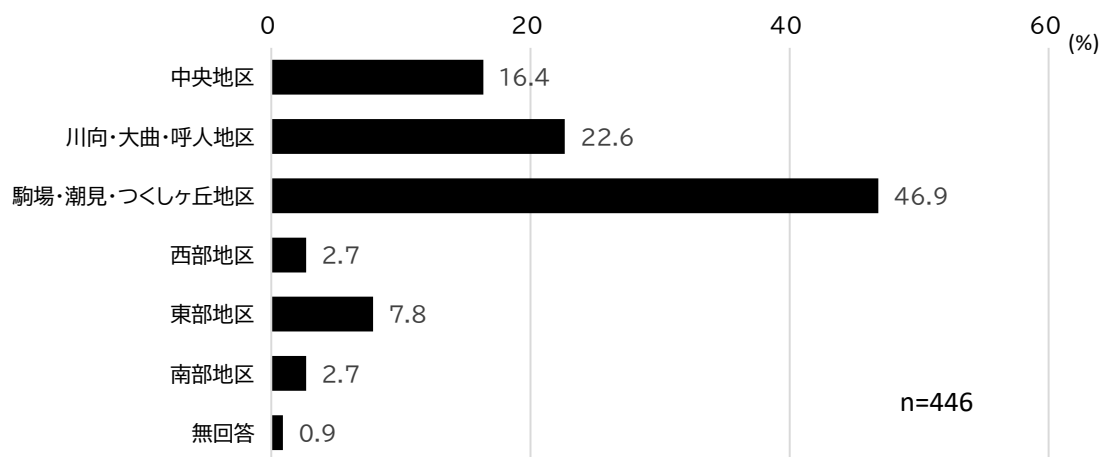
問1 あなたの性別(自認する性別)をお答えください。(SA)



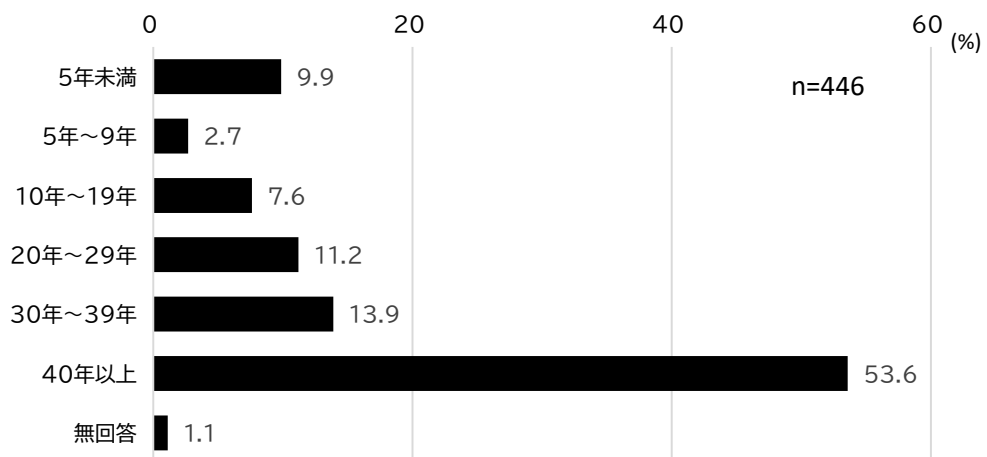
問2 あなたの年齢層をお答えください。(SA)



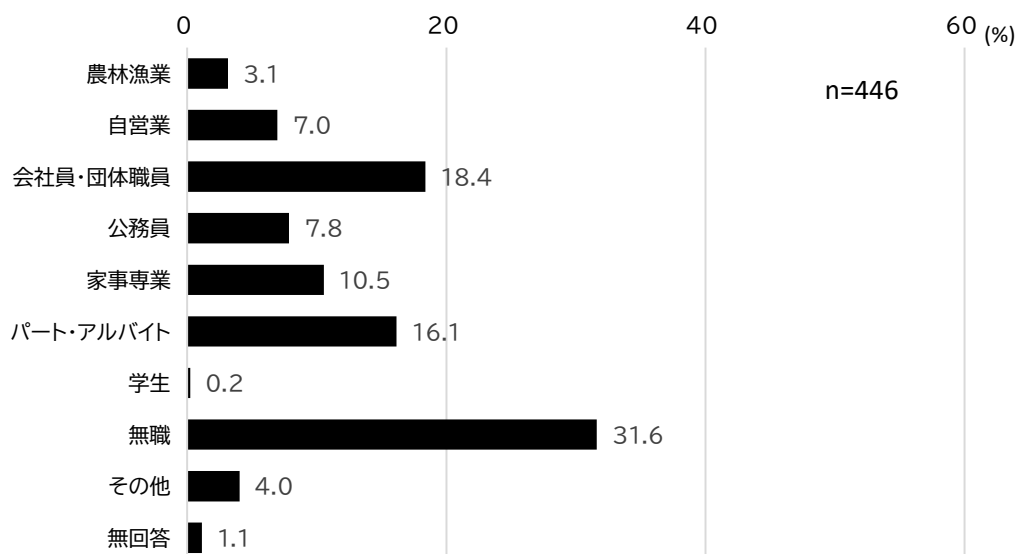
問3 あなたが住んでいる地区は次の6つのうちのどれですか。(SA)



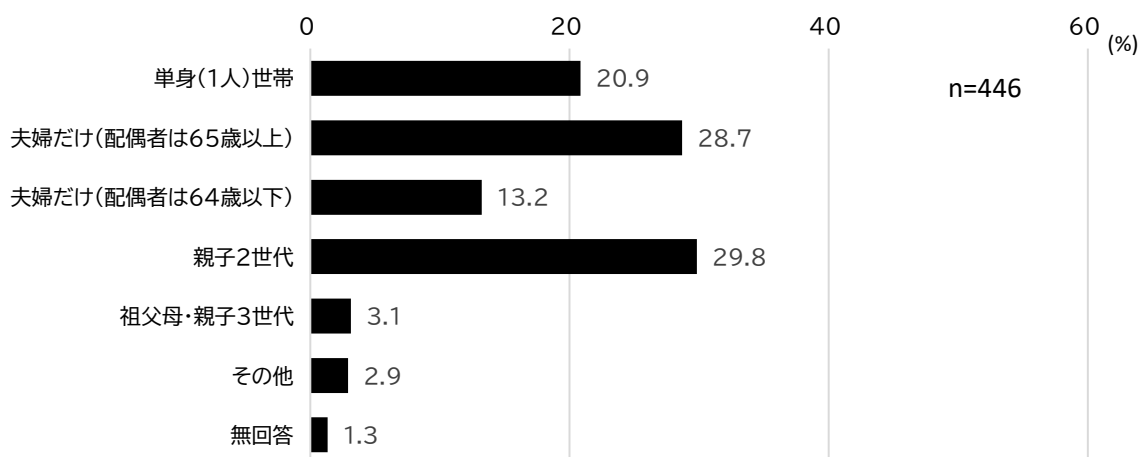
問4 あなたは網走市に住んで通算で約何年になりますか。(SA)



問5 あなたの職業は、何ですか。(SA)



問6 あなたの家族構成は、どのようになっていますか。(SA)



2 普段の生活について

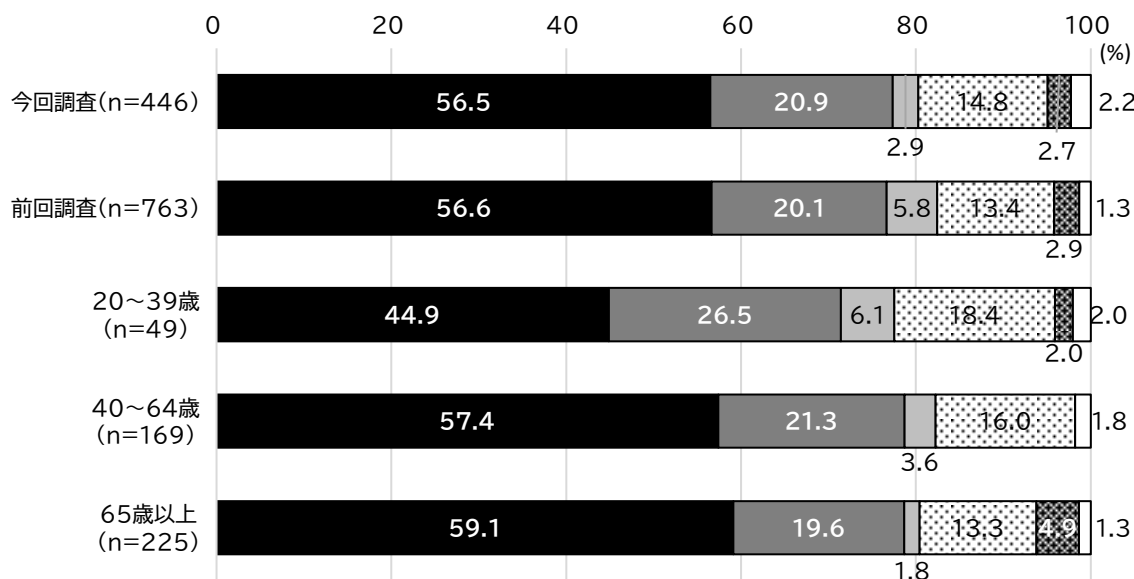
問7 あなたは普段近所の方とどの程度のお付き合いをしていますか。(SA)

p.13参照

問8 あなたが考える「身近な地域」とは次のうちどれに近いですか。(SA)

最も割合が高いのは「町内会の範囲くらい」(56.5%)、次いで「問3でお聞きした範囲くらい」(20.9%)となっています。前回調査と、大きな傾向の違いはみられません。

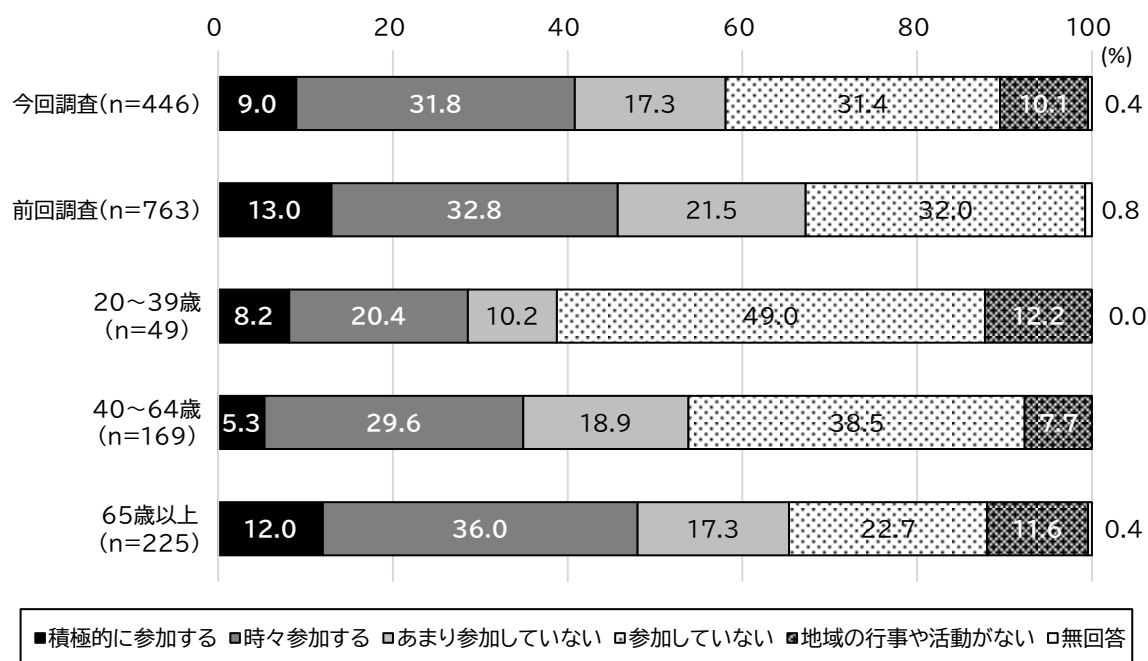
年代別にみると、20～39歳が他の年齢層よりも「身近な地域」の範囲が広く、「町内会の範囲くらい」(44.9%)の割合が他の年代よりも割合が低くなっています。町内会活動等への参加が、他の年代よりも少ないことがうかがえます。



■町内会の範囲くらい ■問3でお聞きした範囲くらい □中学校の学区くらい □網走市全域 ■その他 □無回答

問9 あなたは地域の行事や活動にどの程度参加していますか。(SA)

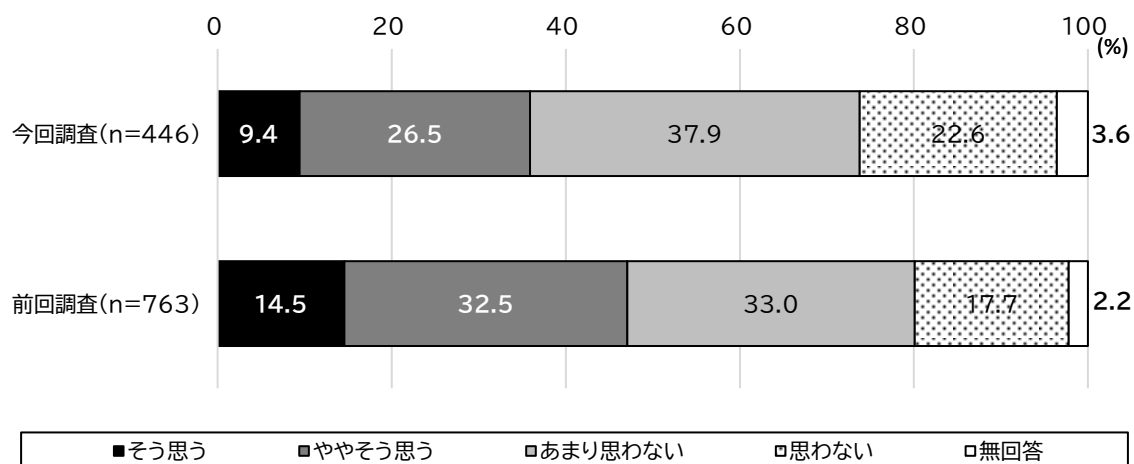
最も割合が高いのは「時々参加する」(31.8%)、次いで「参加していない」(31.4%)となっています。前回調査では回答されなかった「地域の行事や活動がない」(10.1%)が回答されています。
年代別にみると、高齢になるにつれ参加率が高くなっています。



問 10 あなたの住んでいる地域の活動(町内会など)に対して以下のことをどう感じていますか。(SA)

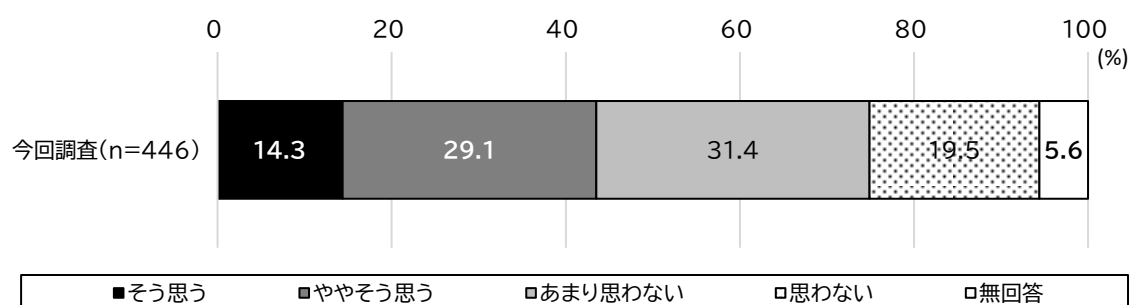
①自分の地域では地域活動が活発

活発だと感じている割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 35.9%となっており、前回調査と比較すると減少しています。



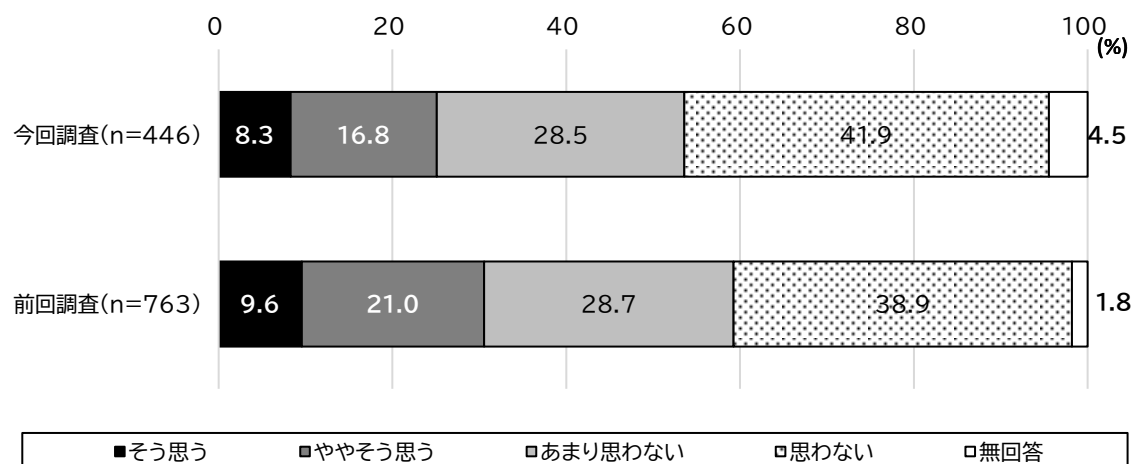
②自分の地域は以前は活動が活発だったが今は活発ではない

活発ではないと感じている割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 43.4%となっています。



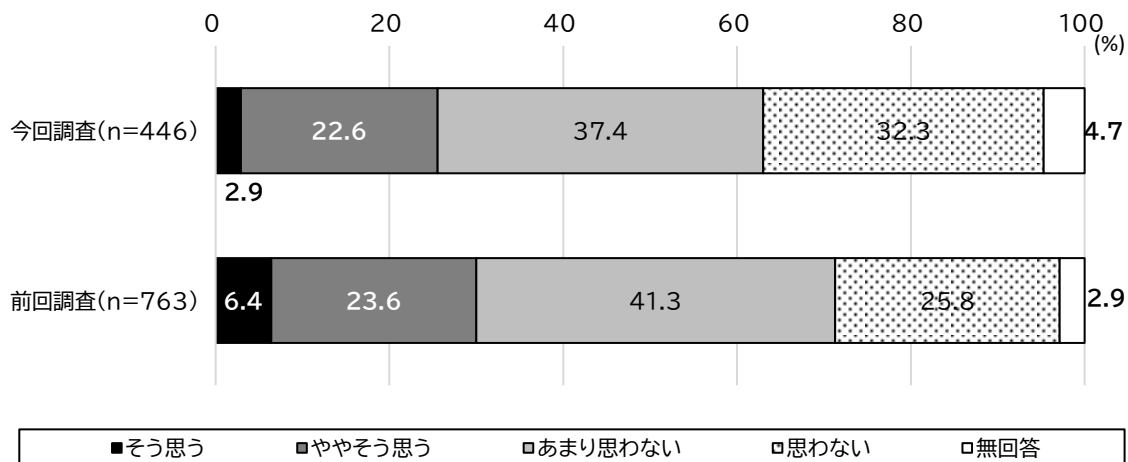
③自分自身は積極的に地域活動に参加している

参加している割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 25.1%となっており、前回調査と比較すると減少しています。



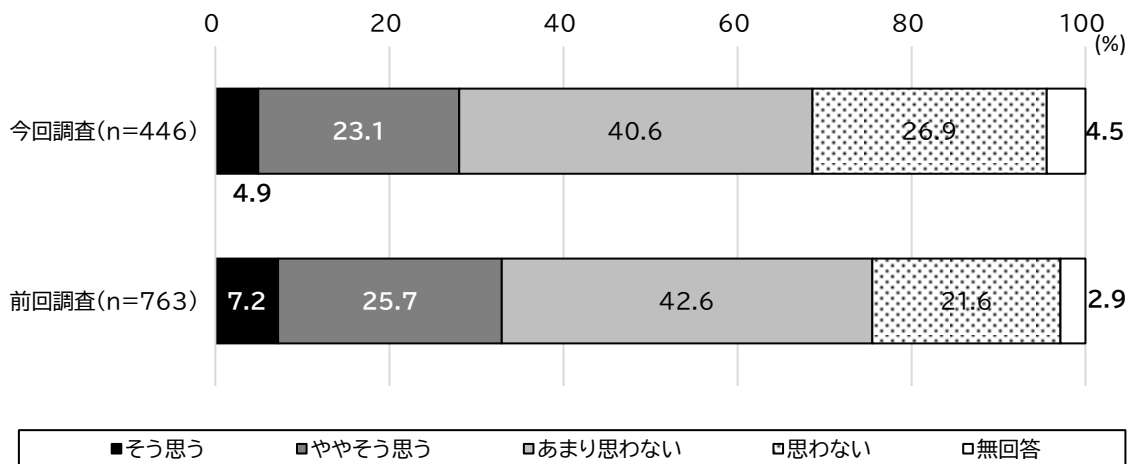
④自分の地域では、困っている人を助ける仕組みができている

できている割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 25.5%となっており、前回調査と比較すると減少しています。



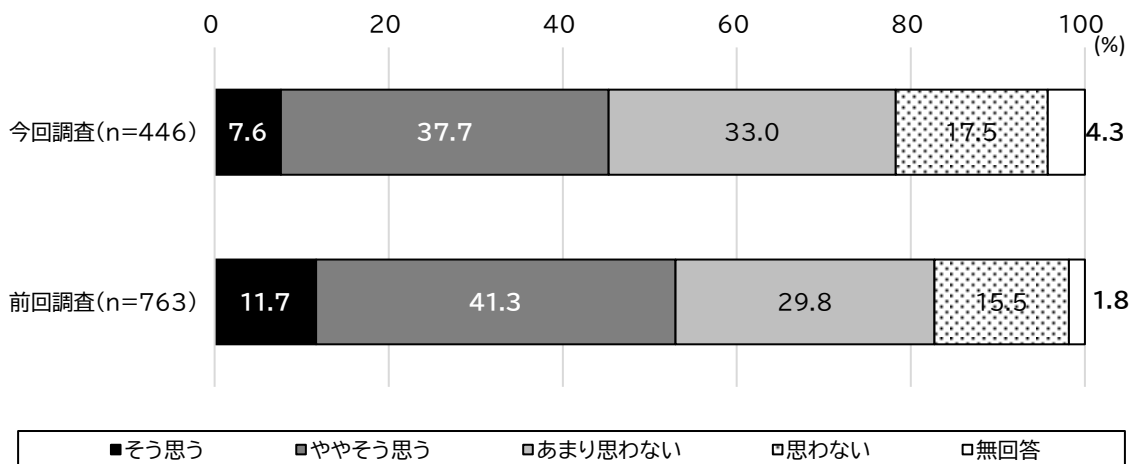
⑤自分の地域では、日頃から防犯のための目配りができている

できている割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 28.0%となっており、前回調査と比較すると減少しています。



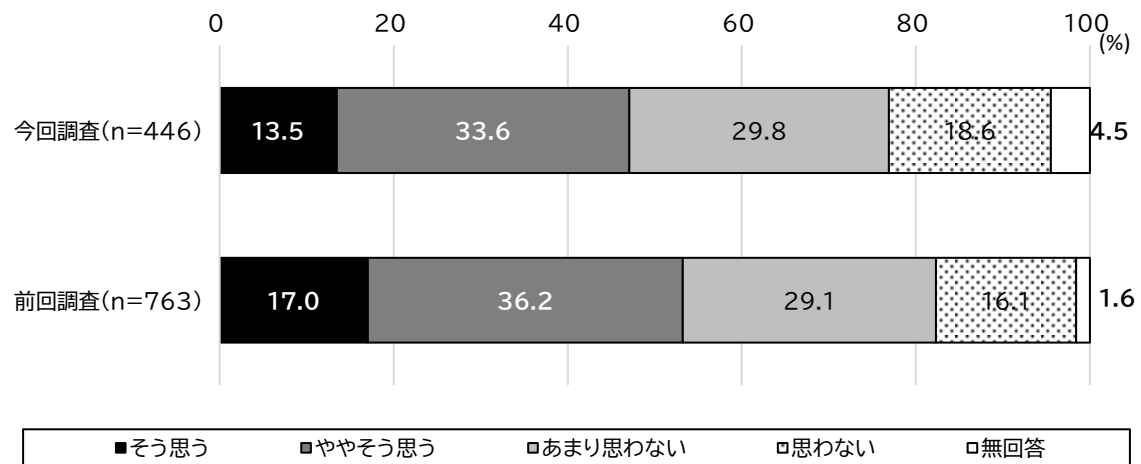
⑥自分の地域では、災害が起こってもみんなで助け合えると思う

助け合えると思う割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 45.3%となっており、前回調査と比較すると減少しています。



⑦自分の地域では、地域の清掃活動に熱心である

熱心であると思う割合(「そう思う」と「ややそう思う」の合計)は 47.1%となっており、前回調査と比較すると減少しています。

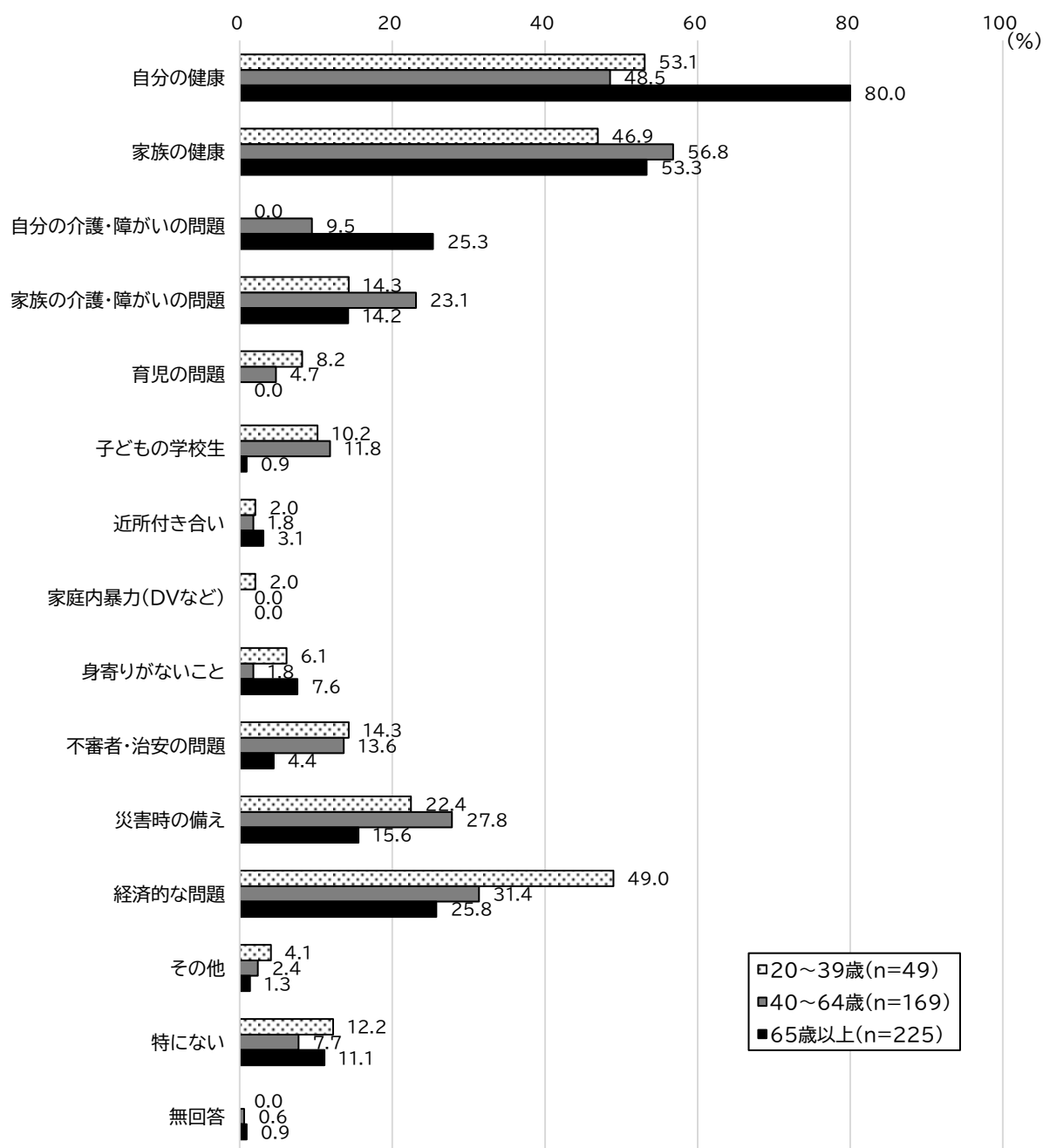


⑧自分の地域では、助け合い(除雪、買い物の手伝い、安否確認など)ができている

p.14参照

問 11 あなたは普段の生活で不安に感じているものは何ですか。(MA)

20～39歳と65歳以上は「自分の健康」、40～64歳は「家族の健康」の割合が最も高くなっています。



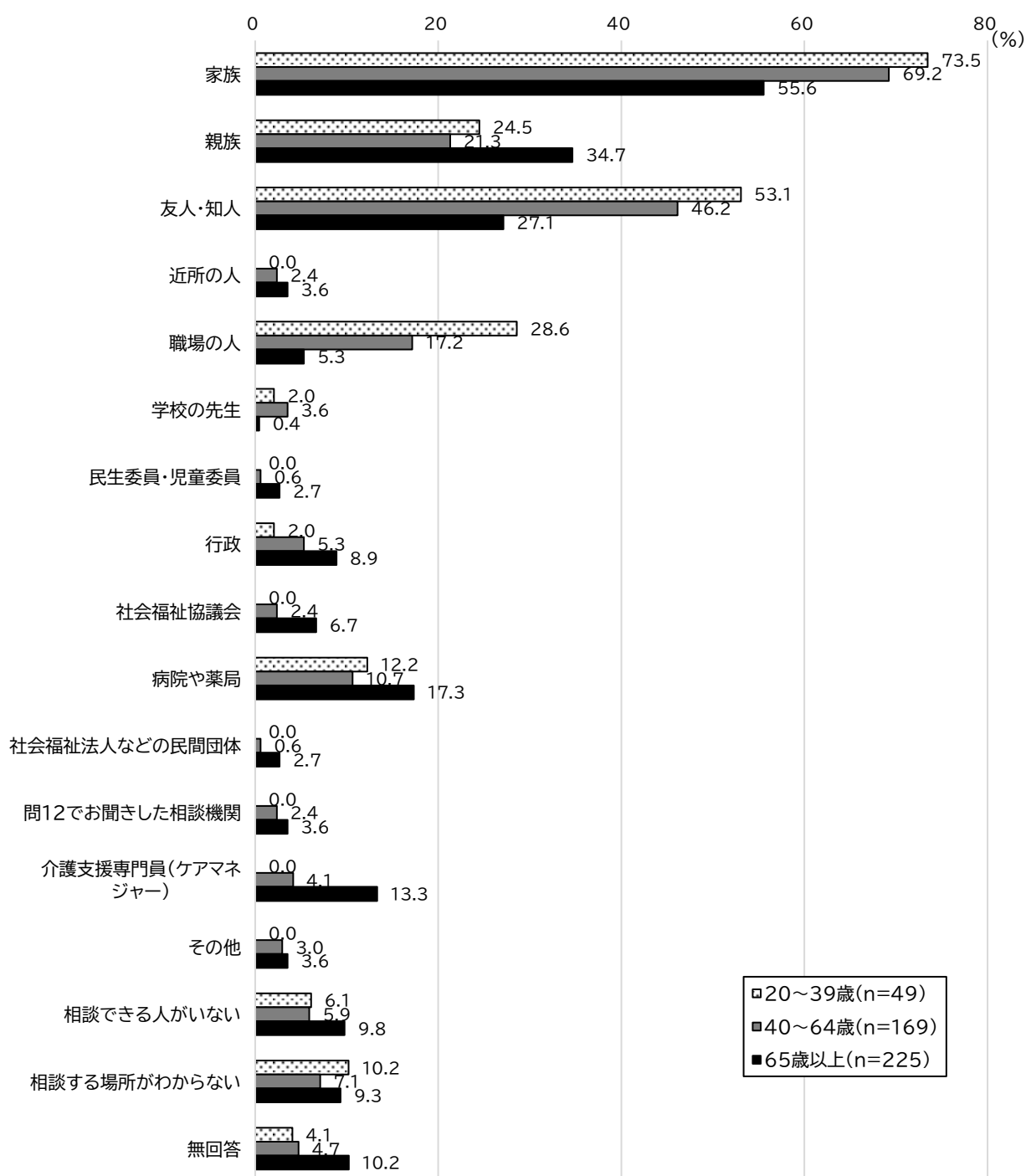
問 12 あなたは網走市にある下記の相談機関を知っていますか。(SA)

p.14参照

問 13 問 11 でお聞きしたような不安や悩みを誰に相談していますか。又は相談したいですか。(MA)

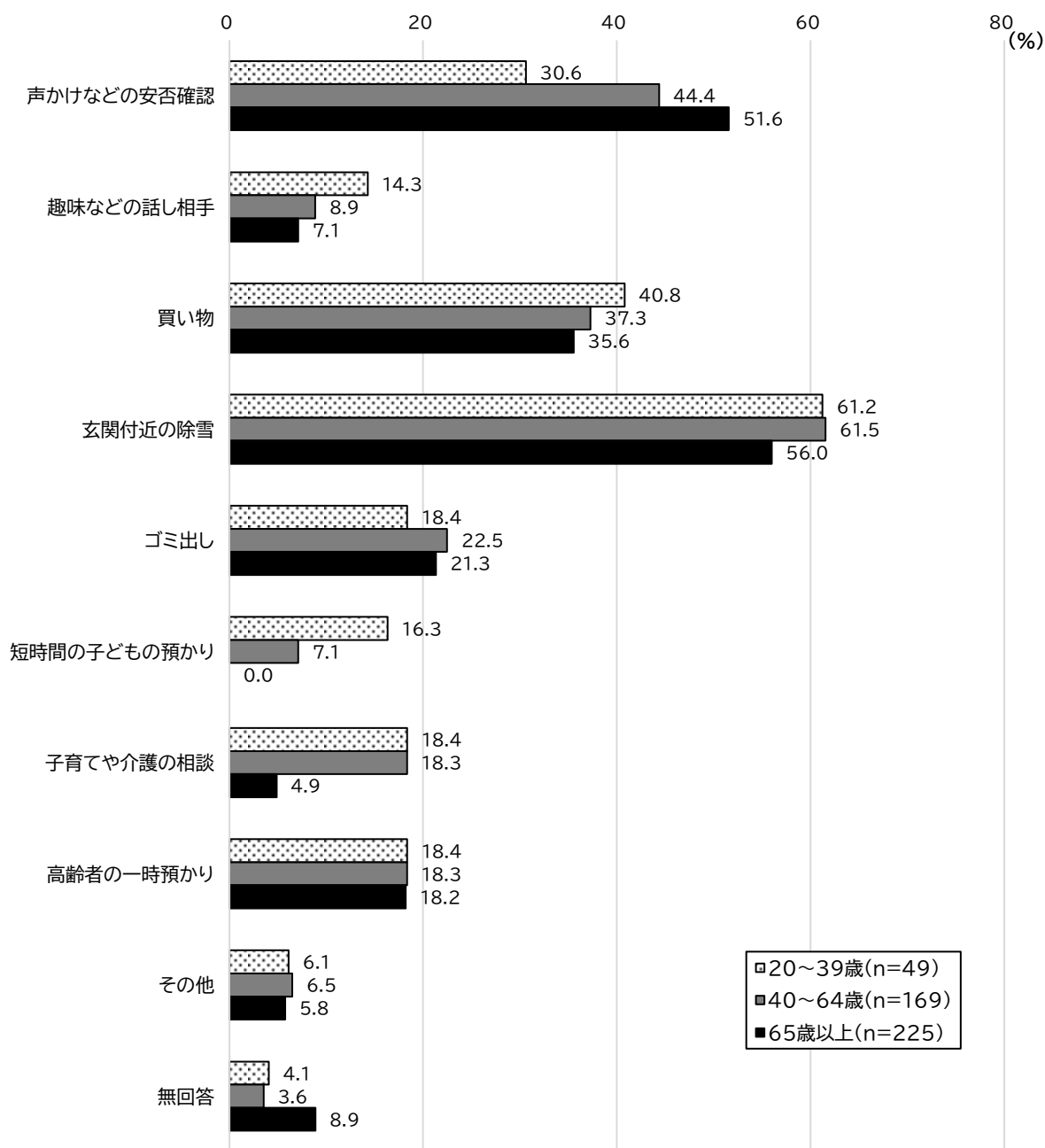
いずれの年代も「家族」の割合が最も高くなっています。

「相談できる人がいない」や「相談する場所がわからない」は、それぞれいずれの年代も約1割となっています。相談相手・機関の有無に、年代による違いはみられません。



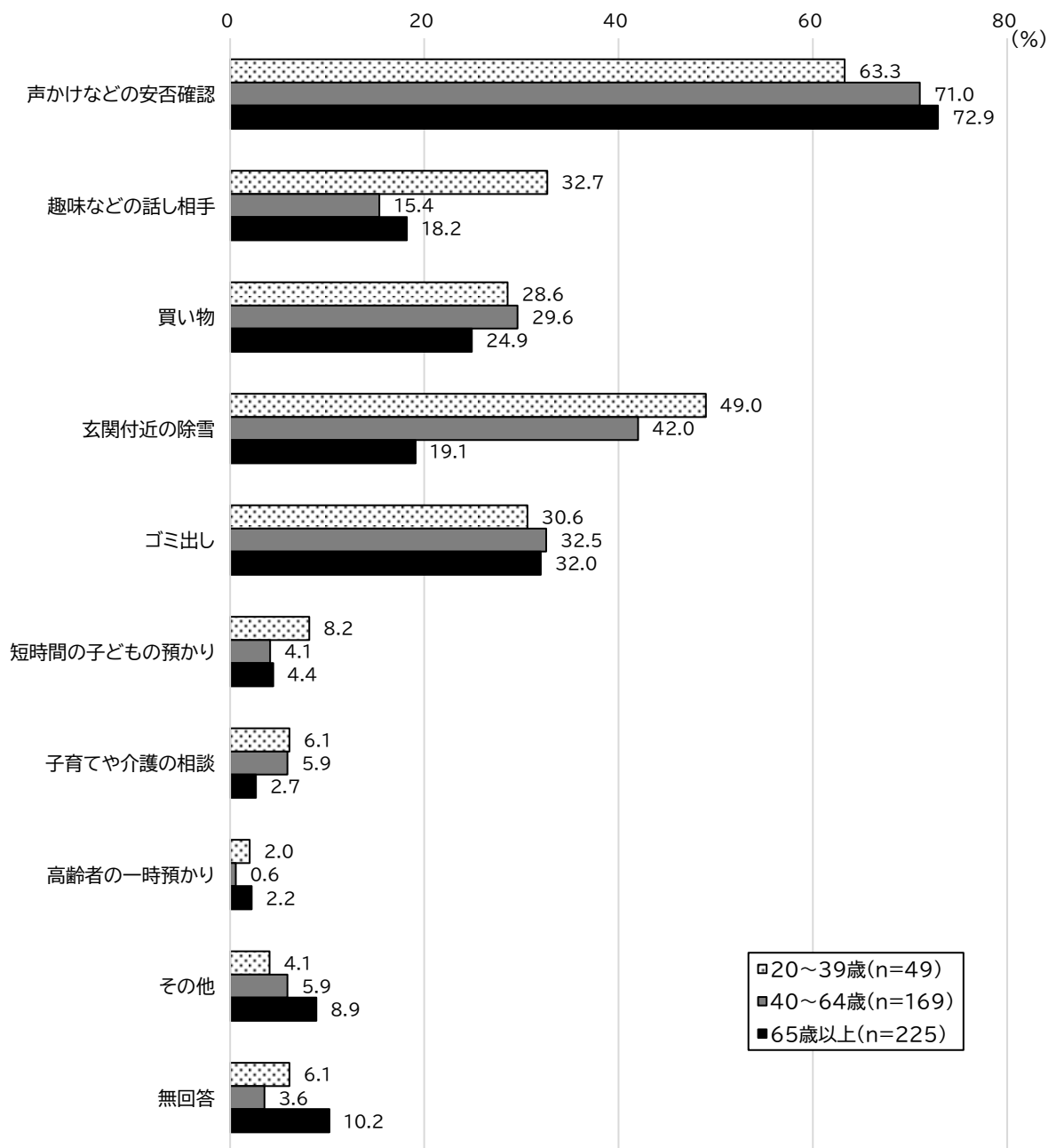
問 14 あなたや家族が病気・けがや高齢等で日常生活が不安になったとき、地域でどのような支援をしてほしいですか。(MA)

いずれの年代も「玄関付近の除雪」の割合が最も高くなっています。次いで割合が高いのは、20～39歳は「買い物」、40～64歳と65歳以上は「声かけなどの安否確認」となっています。



問 15 地域で高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯があったら、あなたのできることは何ですか。(MA)

いずれの年代も「声かけなどの安否確認」の割合が最も高くなっています。問14で支援ニーズの高かった「玄関付近の除雪」と比較して、本問の「玄関付近の除雪」の割合は低く、地域の自主的な支援だけでは十分な対応が見込めないことがうかがえます。



問 16 地域でおきるさまざまな生活上の課題に対する住民相互の自主的な協力・助け合いについてどう思いますか。(SA)

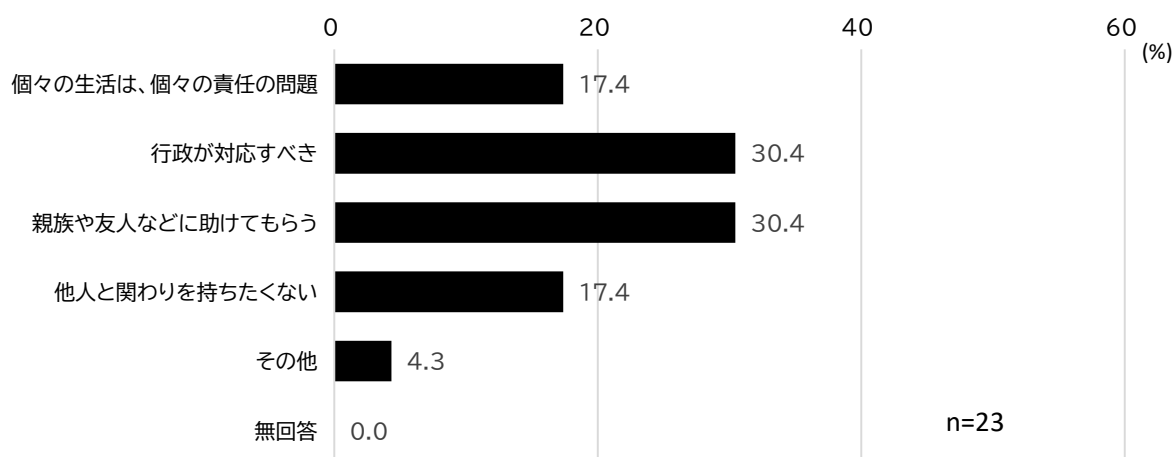
p.15参照

問 17 【問 16 で「必要と思う」と答えた方】生活課題に対する住民相互の協力・助け合いのために、どんなことが必要だと思いますか。(MA)

p.15参照

問 18 【問 16 で「必要と思わない」と答えた方】住民相互の協力が必要と思わない理由は何ですか。(SA)

「行政が対応すべき」(30.4%)と「親族や友人などに助けてもらう」(30.4%)の割合が最も高くなっています。



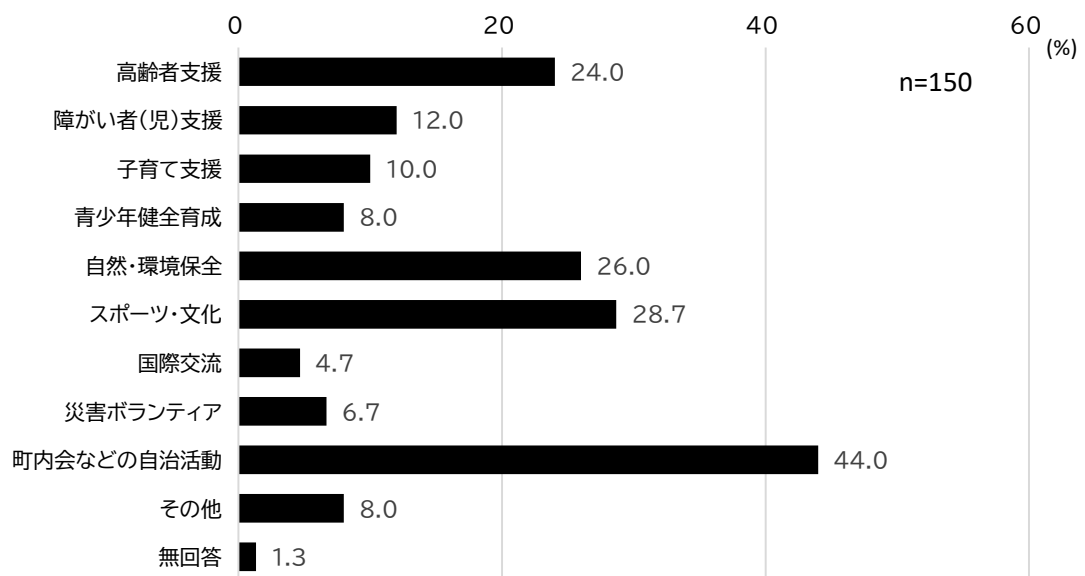
3 ボランティア活動について

問 19 あなたはボランティア活動に参加していますか。(SA)

p.16参照

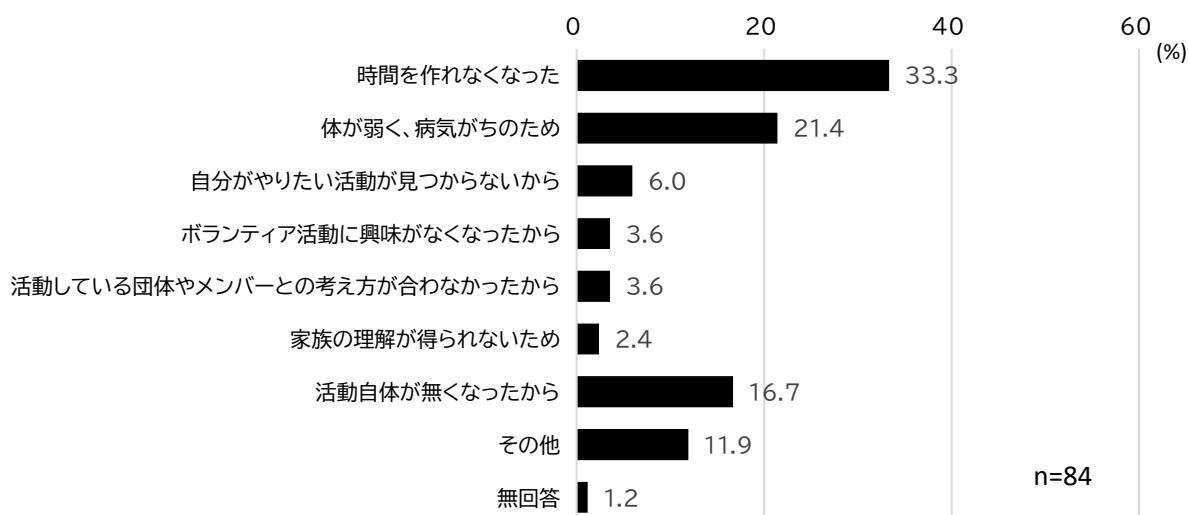
問 20 【問 19 で「参加している」「以前参加したことがある」と答えた方】どのような活動に参加してきていますか。(MA)

「町内会などの自治会活動」(44.0%)の割合が最も高く、次いで「スポーツ・文化」(28.7%)の割合が高くなっています。



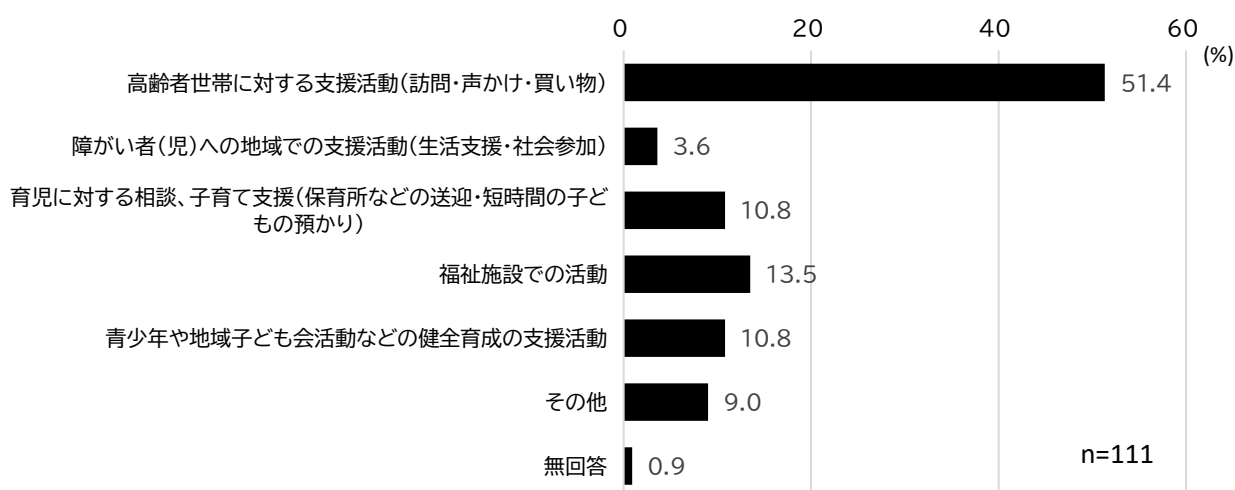
問 21 【問 19 で「以前参加したことがある」と答えた方】現在参加していない理由は何ですか。(SA)

「時間を作れなくなった」(33.3%)の割合が最も高く、次いで「体が弱く、病気がちのため」(21.4%)の割合が高くなっています。



問 22 【問 19 で「参加したことがないが、今後参加したい」と答えた方】今後参加したい活動は何ですか。(SA)

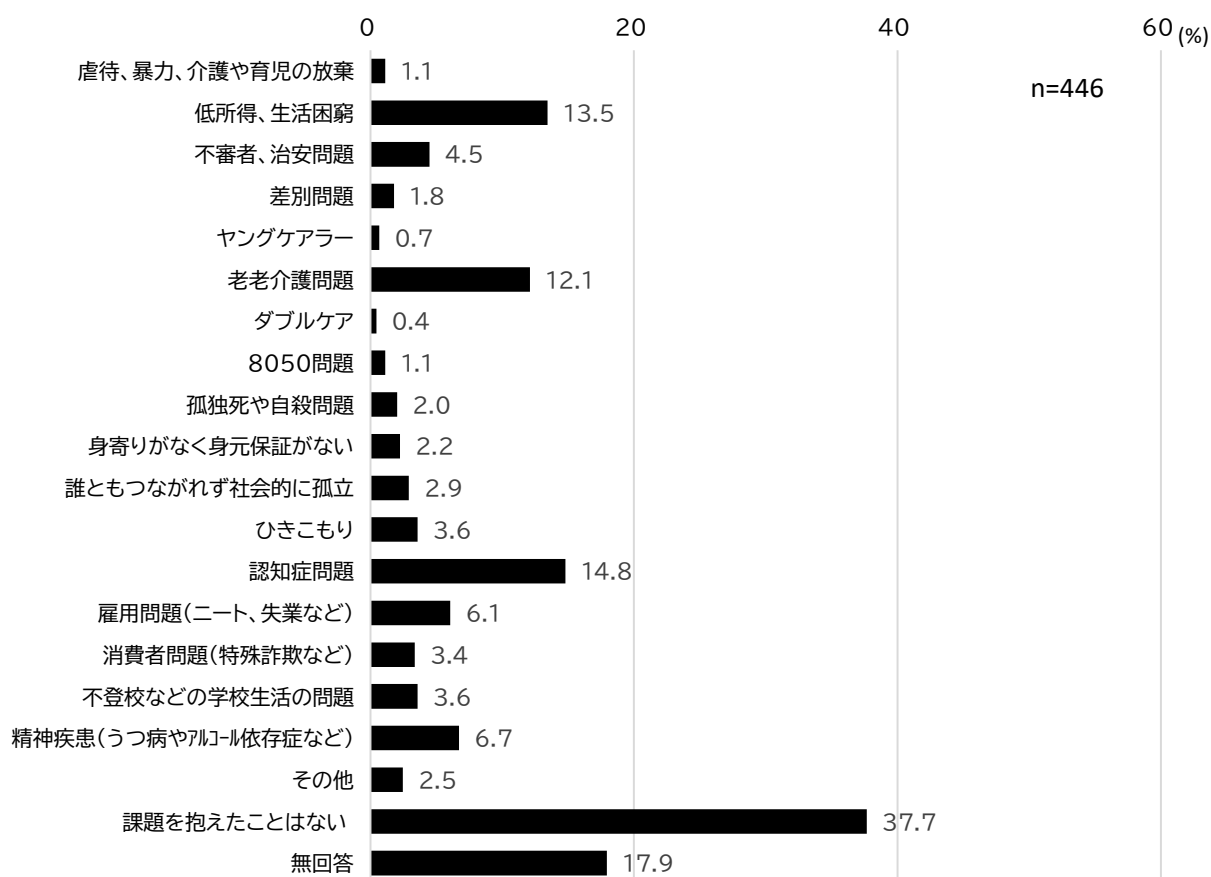
「高齢者世帯に対する支援活動(訪問・声かけ・買い物)」(51.4%)の割合が最も高くなっています。



4 総合的な福祉の支援について

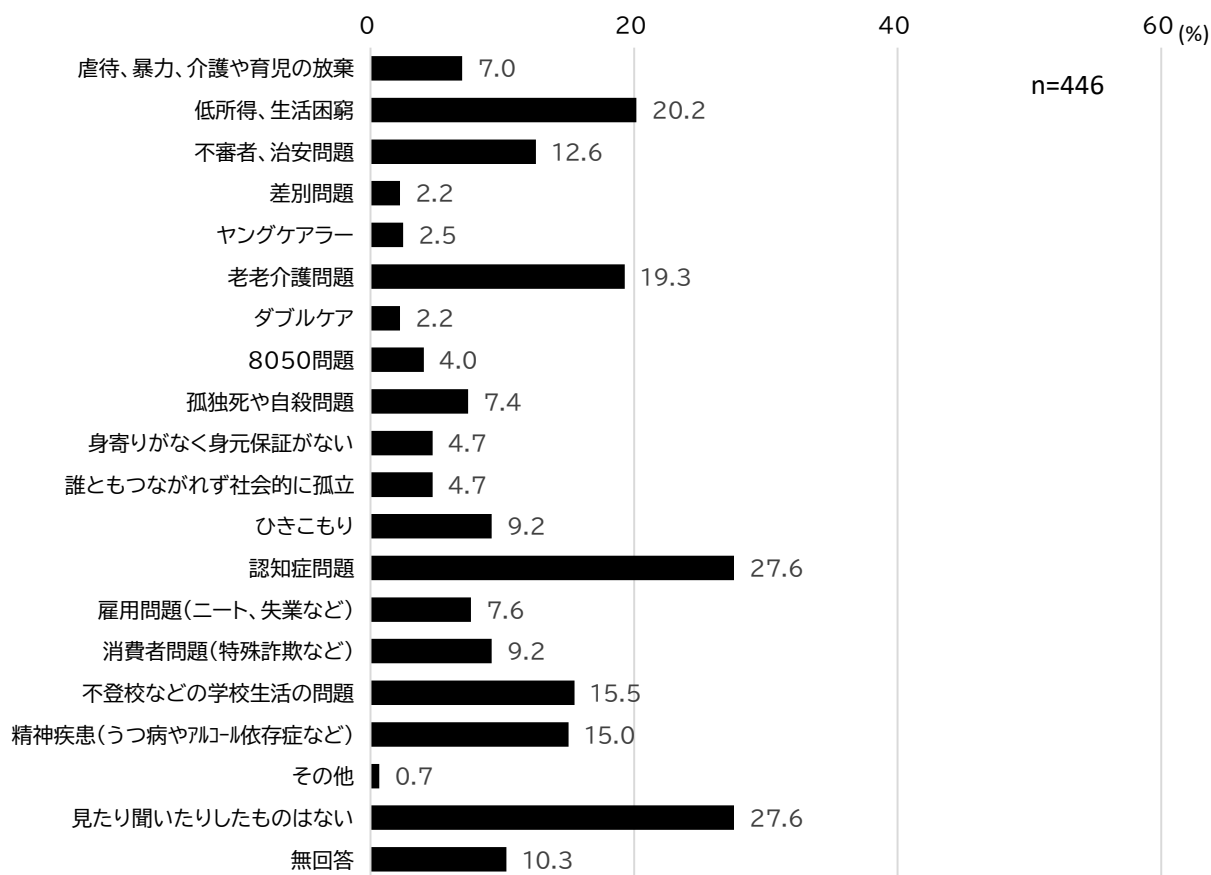
問 23 あなたやあなたの家族が、下記のような課題について、この1年間で次の課題を抱えたことはありますか。(MA)

「課題を抱えたことはない」(37.7%)の割合が最も高く、無回答を除くと、次いで「認知症問題」(14.8%)、「低所得、生活困窮」(13.5%)、「老老介護問題」(12.1%)の割合が高くなっています。



問 24 あなたは、下記のような支援が必要と思われる課題について、この1年間に網走市内で見たり聞いたりしましたか。(MA)

「認知症問題」と「見たり聞いたりしたものはない」(27.6%)の割合が最も高く、次いで「低所得、生活困窮」(20.2%)、「老老介護問題」(19.3%)の割合が高くなっています。



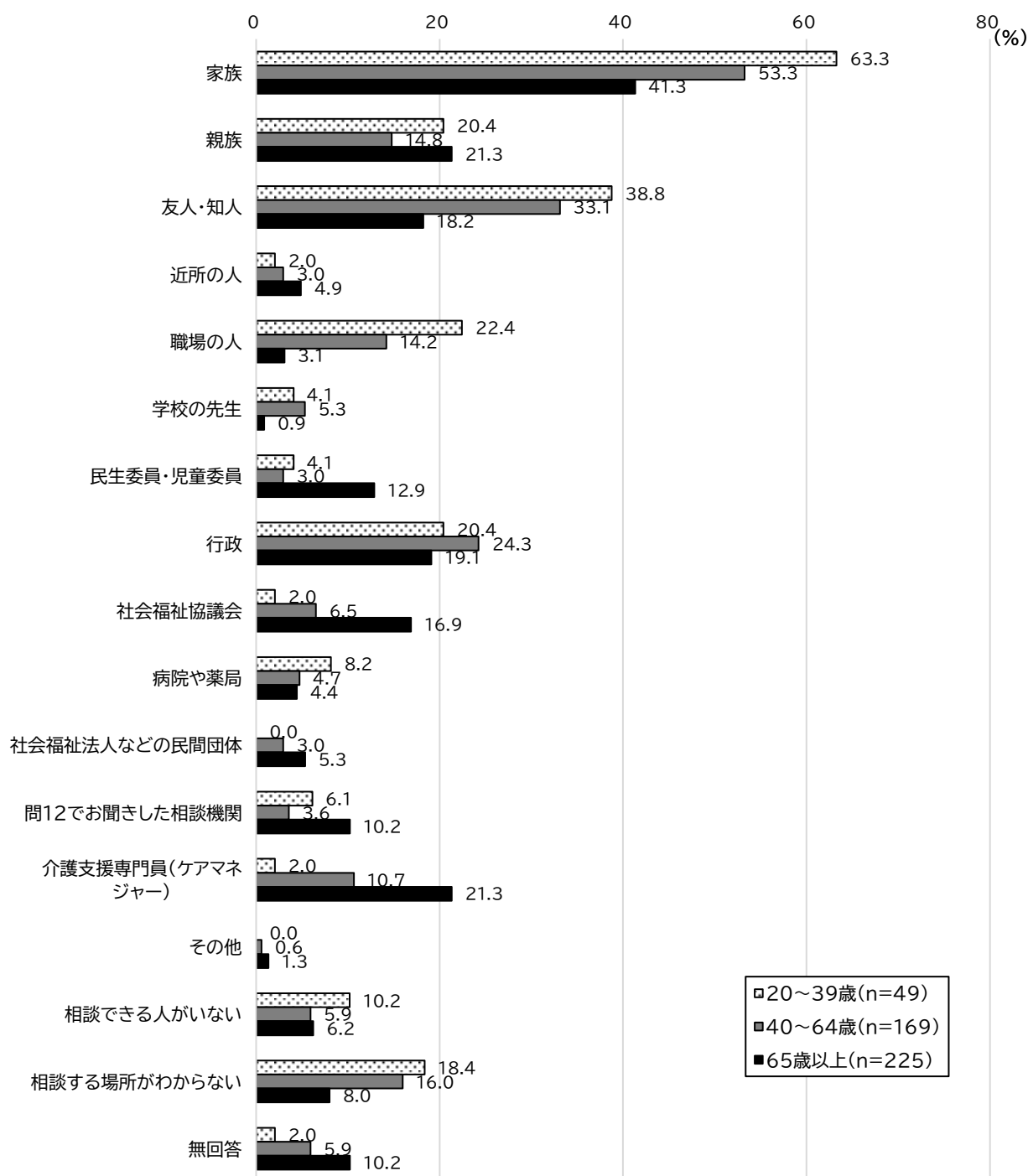
問 25 あなたは、問 24 のような福祉課題を解決していくために、今後、どのような取り組みを重視すべきと思いますか。(MA)

p.16参照

問 26 問 24 のような困難な状況になった時やそのような状況にあっている方を知ったとき、主に誰に相談しますか。(MA)

いずれの年代も「家族」の割合が最も高くなっています。

年代別にみると、「相談できる人がいない」はいずれの年代も約1割となっています。「相談する場所がわからない」は65歳以上は約1割であるのに対し、20～39歳、40～64歳は約2割となっています。



5 再犯防止について

問 27 犯罪や非行をした人たちを立ち直らせ、再犯を防止するために、どんなことが必要だと思いますか。(MA)

p.17参照

問 28 あなたは犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いますか。(SA)

p.17参照

問 29 【問 28 で「思う」もしくは「どちらかといえば思う」と答えた方】協力をする際には、どのような協力をしたいと思いますか。(MA)

p.18参照

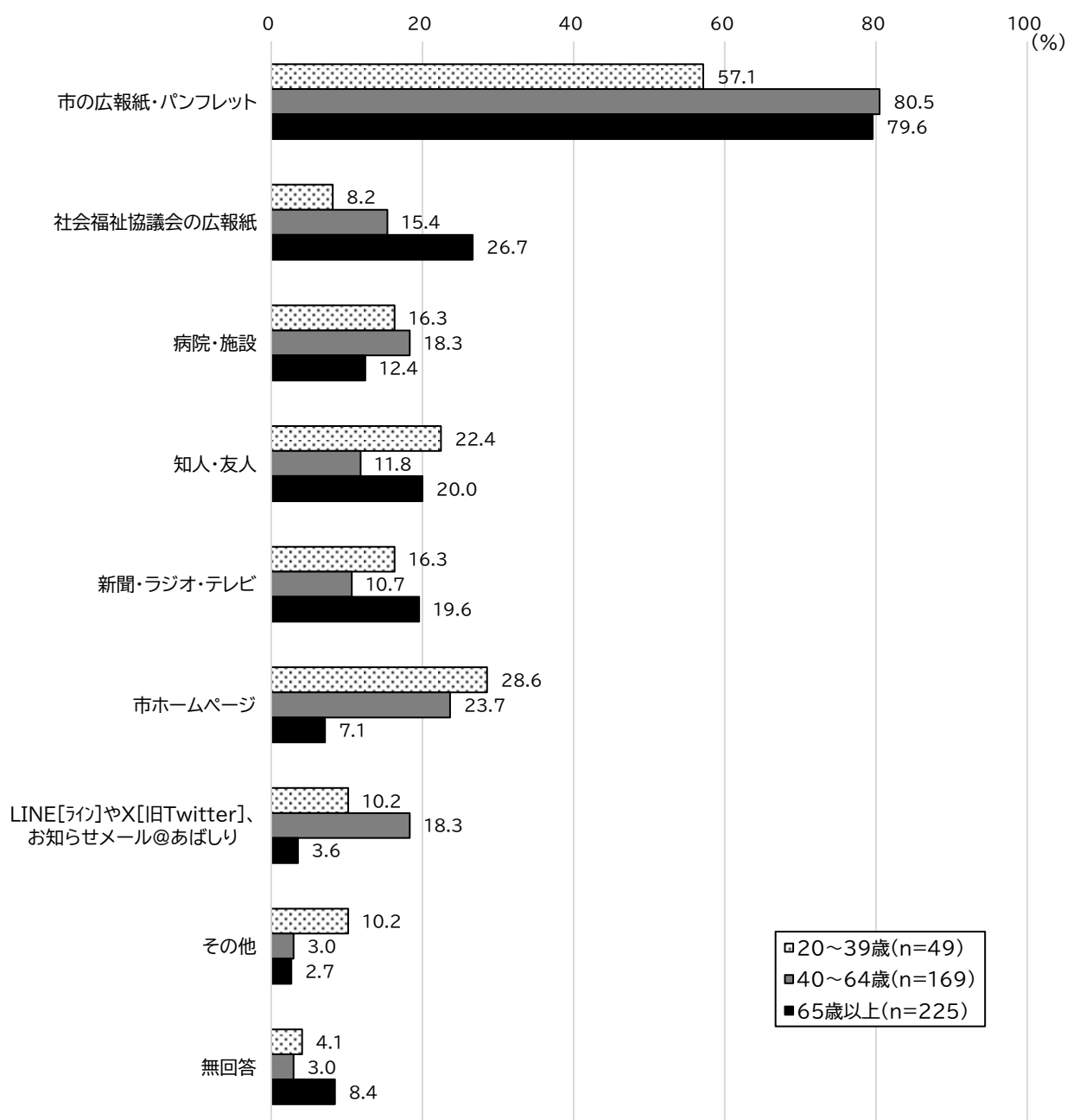
問 30 【問 28 で「どちらかといえば思わない」もしくは「思わない」と答えた方】協力したいと思わない理由は何ですか。(MA)

p.18参照

6 福祉サービス全般について

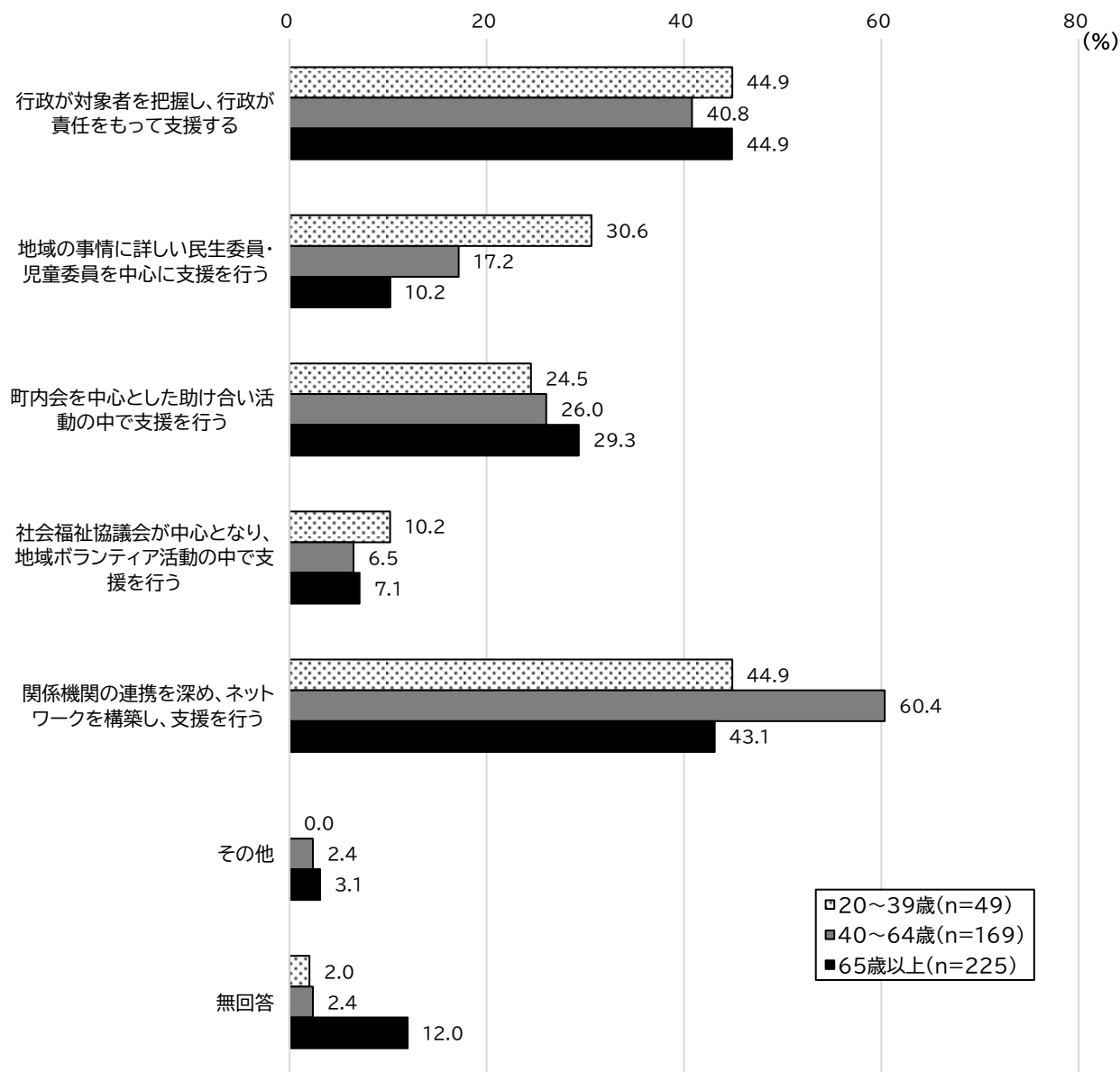
問 31 市の福祉・保健サービスに関する情報をどこから得ていますか。(MA)

いずれの年代も「市の広報紙・パンフレット」の割合が最も高くなっています。次いで割合が高いのは、20～39歳と40～64歳は「市ホームページ」、65歳以上は「社会福祉協議会の広報紙」となっています。



問 32 災害時・緊急時に支援が必要な世帯(高齢者や障がい者等)に対して、どのような対応が必要だ と思いますか。(MA)

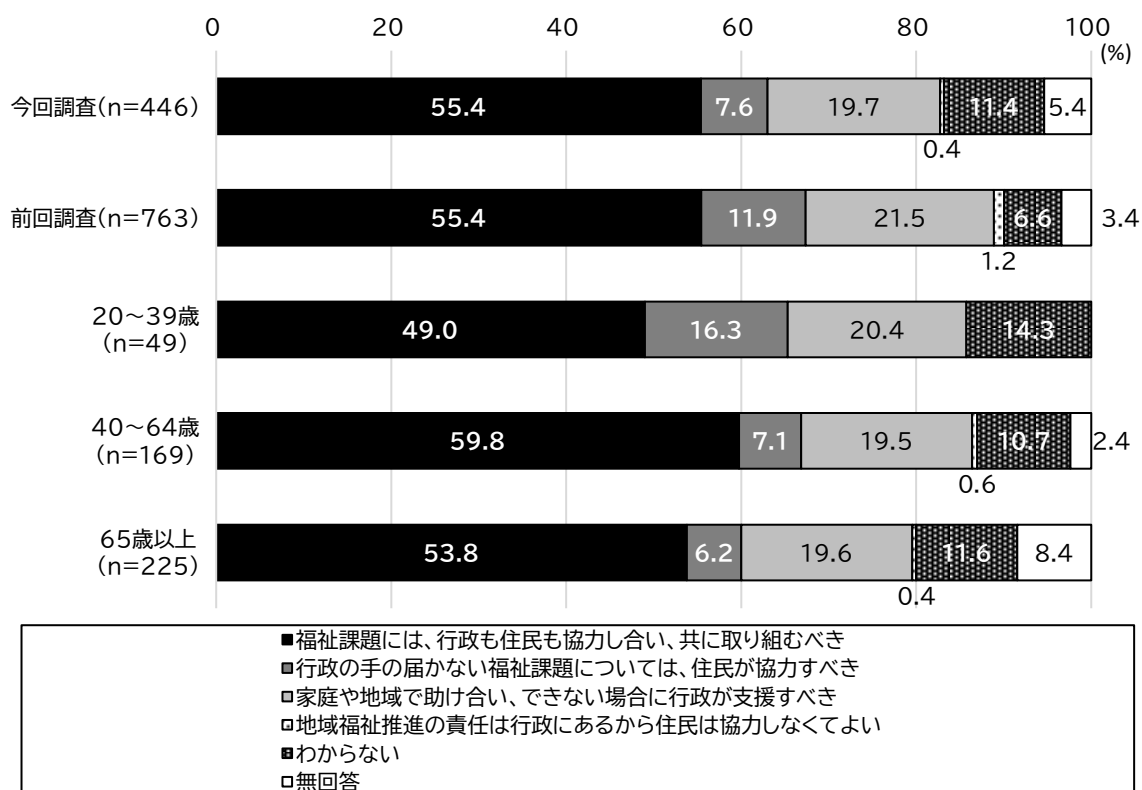
20～39歳は「行政が対象者を把握し、行政が責任をもって支援する」と「関係機関の連携を深め、ネットワークを構築し、支援を行う」の割合が最も高く、40～64歳は「関係機関の連携を深め、ネットワークを構築し、支援を行う」の割合が最も高く、65歳以上は「行政が対象者を把握し、行政が責任をもって支援する」の割合が最も高くなっています。



問 33 地域福祉を推進するうえで、行政・福祉サービス事業者及び地域住民が連携して
支え合う仕組みづくりが必要とされていますが、行政と地域住民の関係について、
あなたの考えに最も近いものはどれですか。(SA)

最も割合が高いのは「福祉課題には、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべき」(55.4%)となっています。前回調査と、大きな傾向の違いはみられません。

年代別にみると、20～39 歳においては「福祉課題には、行政も住民も協力し合い、共に取り組むべき」(49.0%)の割合が他の年代よりも低い一方、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべき」(16.3%)の割合が他の年代よりも高くなっています。



問 34 あなたの住んでいる地域の活動(町内会など)に対して以下のことをどう感じていますか。(SA)

p.20参照

問 35 あなたは、地域福祉を推進するために、今後何が必要と思いますか。(MA)

p.19参照

問 36 網走市でこのような暮らしができればみんな安心だろうなあ、と思える暮らしはどのようなものだと思いますか。(SA)

p.21参照

自由記述

問 37 生活上の課題に対する支援について、公的な福祉サービス以外に望むことがありましたら、記入してください。

84件の回答が寄せられました。分野ごとの代表的なご意見は、次の通りです。

●移動に関すること(11件)

- ・免許証の自主返納者に交通券を発行する制度がありますが、1年きりの制度で、その後の買い物、病院通はどうすれば良いのか。これがネックとなって返納をためらっている者も少なくないと思います。
- ・道路の状態が悪く危険な場所は早急に直してほしい
- ・高齢者による事故が多発しているが、網走市として高齢者が自動車がなくとも生活しやすい環境を望みます。例えば網走市として市内循環バスを一律100円(1回の乗車で)で乗車できるとか。
- ・福祉タクシーへの助成。おとし父が亡くなるまで、私が仕事の時は福祉タクシーを利用していましたが(病院への通院)、やってくれる業者が1~2社で、予約を取るのに苦労した覚えがある。
- ・どこバスの利用料金がもう少し下がれば。イベントがあっても、帰りのハイヤー代を考えれば、行けないので残念。
- ・冬場の買物行代サービスのようなものがあれば有難いです。(冬道は歩きにくくて、転倒などの恐れがあるため)

●経済的支援に関すること(6件)

- ・自分も高齢者に近づいているので、生活する上で将来の生活資金に不安がある。光熱費とか家賃等の貸付制度を簡単に受け取れるように。
- ・商品券がいつもすごく助かっているので、毎年2回ぐらいあれば、この物価高少し楽になると思います。
- ・子どもの習い事や、部費や交通費、宿泊費の助成があれば、低所得世帯の子供も入所できるので将来が広げられると思います。

●人材・体制強化に関すること(5件)

- ・社会福祉法人などの民間団体への公的支援。
- ・社協の組織活動の充実。特に人材の充実。
- ・意欲的にサポートしたいという人、されたいという人がいるのならば、それをつなぐ場所が大切だと思う
- ・関係する方々にお聴きすると、携わる方々の労働条件、給与などの待遇がよくない。道、国にもっと予算や施策の要求を厳しくやるべきと考えます。

●除雪に関すること(5件)

- ・私達夫婦は80才以上なので、冬の除雪が一番困っています。
- ・除雪が大変です。除雪車が玄関前に入れられた雪や氷が重くて、固くてとても高齢者には大変です。
- ・自分も含めて、向う三軒両隣、年寄りが多くなり、玄関前の固い雪の除雪は体力的に難しくなってきた。最近、除雪車が来るとぞっとする。
- ・冬期の早朝の除雪問題に苦勞しています。

●地域活動に関すること(4件)

- ・近所の交流の充実。
- ・町内会の充実。
- ・地域によって、町内会の格差があるのが気になります。確かに、住民で協力し合うのは大事だと思います。しかし、今の時代に合わせたものに変えていくか、考えていくべきだと思います。なかなか町単位で変えていくのは難しいです。市が主体となって、より多くの住民が参加していけるよう働きかけていくべきだと思います。
- ・市営住宅に住んでいますが棟(町内会ない)に住んでいる方の名前もわからないので、困ります。

●相談支援に関すること(3件)

- ・相談窓口の充実の拡大が必要と思う。
- ・悩み事が出来た時、どこへ相談する事ができるのか全く分からず、「こういう時はここへ」といった一覧表があれば助かる人も増えるのではと思う。
- ・匿名で気軽に相談できる場所があればいいなと思う。相談したい時にすぐに繋がる事が大事だと思う。

●情報提供に関すること(3件)

- ・すばやい情報の提供。
- ・教育や進路に関する情報が少なく、充実しているプラットフォーム的な存在が欲しい。

問38 福祉等で地域の課題と感じていることがありましたら、記入してください。

77件の回答が寄せられました。分野ごとの代表的なご意見は、次の通りです。

●高齢者福祉に関すること(11件)

- ・今後ますます増加するであろう、認知症へのフォロー体制をもっと強化していくべきだと思います。
- ・介護士不足。
- ・高齢者が増加する中、病院へ通う方が多い。土地がらもあるが塩分制限、食事制限(コレステロール)等が必要な方を少しでも少なくするために、健康上の取組があってもいいのでは？
- ・町内は高齢者ばかりです。年に何回か役所の福祉の係の方が家庭訪問をして話を聞いてほしいです。
- ・施設入居は、月額料金がなかなかの金額なので、入りたくても難しい。もう少し安く、気軽に入居できるようになればいいと思います。入居待ちと聞いていますが、施設不足なのか、人材不足なのか、介護施設の方の給料をもっと上げてあげたらいいと思います。
- ・一人で生活できなくなったときに入居できる公的施設を望みます。福祉の町を目指してほしい。
- ・安否確認じゃないですけど、近所の人顔を見るだけ、声を聞くだけでも元気をもらえると思うので、気軽に集まれる場所、機会を作ってあげるのがいいかなと思います。
- ・独居者(特に老人)との関わりをどうしていくべきか。

●地域活動に関すること(6件)

- ・近所の交流の充実
- ・地域で高齢者が増えているところでは、年齢の若い世代が町内会に参加して欲しいと思う。協力し合う手が増えるといい結果が生まれると思う。
- ・民生委員さんの活動について、人材不足で大変と聞いていますが活動が目に見えてこない。自分からアンテナを張り、各家庭の生活状況を把握(守秘)してもいいと思う。育児放棄、家庭内暴力情報をおさえたら訪問し行政へ繋ぐ早期発見が必要と思う。

●移動に関すること(5件)

- ・どこバスの利用が始まっているが、網走というまちのつくりは公共交通機関がないと買い物がとても不便なので、もっとかんたんに利用できるシステム(一律200円にする等)をつくるべきだと思う。
- ・母が高齢で障害者の為、以前は市よりタクシー券をもらっていましたが、今は高齢すぎて毎週木曜日の患者バスも利用できなくなり、タクシー券が有っても使えません。それに変わるもの(使えるもの)がほしい！
- ・高齢で足も不自由なのでもっとタクシー券を出してほしいです。バスのりばまで歩けないのでお願いします。

●除雪に関すること(4件)

- ・冬期間の高齢者宅回りの排雪・除雪を隣人が手助けをしている状態。行政はしっかり把握し対処すべき。
- ・除雪車が残していく雪の方が重たく、住民は困っていると思う。

●子育て支援に関すること(3件)

- ・朝早くや夜遅く(児童館開館以外の時間)、または児童館が嫌だと言いたがらない子も地域で安心して集まれる居場所があるとありがたい。そこへ行くと、おじいちゃん、おばあちゃんがいて、話し相手になったり、昔遊びを教えてもらったり、何もしなくても安心して過ごせるような、見守ってもらえるような場所があったら理想です。
- ・育児に関するサービス(子どもの預かり、相談、経済的な支援)、子どもの居場所づくり(子ども食堂、放課後の居場所づくり)
- ・学校のいじめ等で守るべき相手を間違えない様にしてほしい。守るべきは被害者であり加害者ではないはず。

第3節 用語解説

用 語	解 説
数字・アルファベット	
8050問題	80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的・精神的に強い負担を負うという社会問題。
NPO	Non-Profit Organization(民間非営利団体)の頭文字をとったもの。特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。
PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の頭文字を取ったもので、これらを繰り返すことにより、計画を着実に進行し、より効果の高い取組を実行するための仕組み。
あ 行	
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関等が働きかけること。
か 行	
介護予防	高齢者が要介護状態等となることの予防及び要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的として行うもの。
虐待	人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使ってしまう経済的虐待などがある。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のこと。
権利擁護	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など判断能力が不十分な方が安心して自立した地域生活を送れるように日常生活の支援、金銭管理、福祉サービスの利用支援などを行うこと。
更生保護	犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両部門の機能を有し、虐待への予防的な対応から児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談、支援を要する子ども・妊産婦等への個々の家庭の状況に合わせた切れ目のない相談対応などを行います。
コミュニティ	居住地域を同じくしている共同体のこと。通常、地域社会と訳される。生産、風俗、習慣等に結びつきがあり、共通の価値観を所有している点が特徴である。産業化、都市化、核家族化、少子高齢化等が進行し、コミュニティの機能も大きく変容し、弱体化している。

用 語	解 説
さ 行	
自主防災組織	災害から自分たちの地域は自分たちで守るという住民の自覚と連帯感に基づき、自治会等の単位で自主的に防災活動に取り組む組織。
社会資源	福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。
社会的孤立	家族や知人、職場や地域との関係が希薄で、他者との関わりがほとんどないために、何らかの生活上の困難が生じたときに周囲から気づかれず支援につながりにくい状態。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(ボランティア団体等)が参加する団体。市町村、都道府県及び中央(全国社会福祉協議会)の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目指す全国的な運動。
重層的支援体制整備事業	市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、子ども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような複雑化・複合化した課題に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。
自立支援	福祉施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障害のある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障害の程度や事情を確認して本人を支援する方(成年後見人等)を選任する。
た 行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域社会に参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で可能な限り生活できるように、地域の実情にそって「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」等を包括的に提供するための体制。
地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく機関。

用 語	解 説
な 行	
認知症	脳の病気や障害など様々な原因により、認知機能が低下し、日常生活に支障が出てくる状態。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする方。
ノーマライゼーション	障害がある人もない人も、児童も高齢者も、男性も女性も、すべての人がノーマル(普通)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方をいう。
は 行	
バリアフリー	住宅建築用語として、高齢者や障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。
避難行動要支援者	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方(要配慮者)のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方。
保護司	保護司法に基づき、犯罪や非行をした人を地域で支える民間のボランティア。
ボランティアセンター	ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。
ま 行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。民生委員は児童委員を兼ねる。
や 行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子どものこと。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や性別、文化の違い、障害の有無等によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすいようにデザインすること。
要介護認定者	介護給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護状態区分の認定を受けた人。要介護とは、「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。

第3期網走市地域福祉計画

令和7年3月発行

発行者 網走市

編集 網走市 健康福祉部社会福祉課

〒093-8555 北海道網走市南5条東1丁目10番地

電話(0152)67-5423

FAX(0152)45-3377
